

看護小規模多機能型居宅介護

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

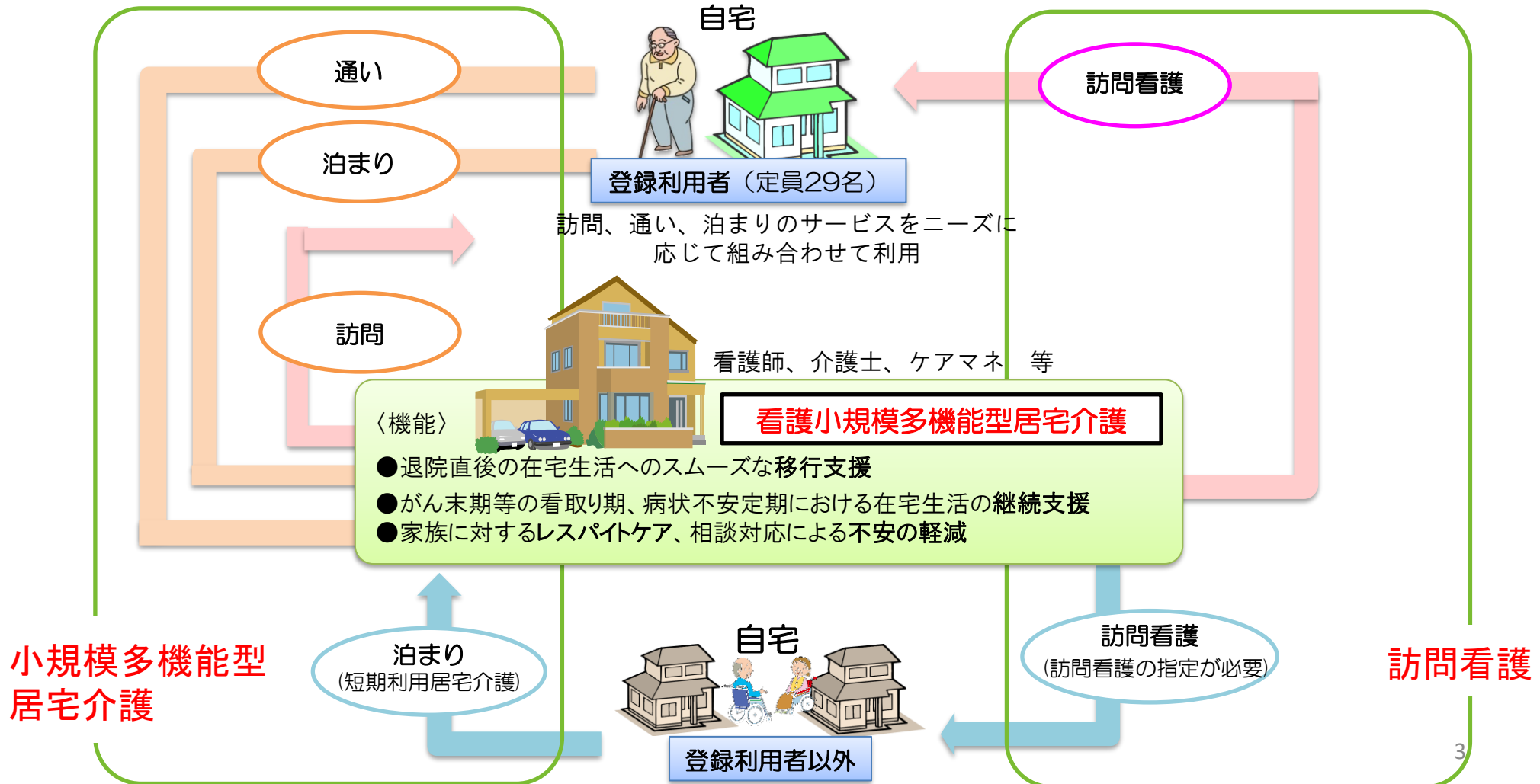
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を一体的に24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。



看護小規模多機能型居宅介護の人員基準

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師	本体事業所の代表者
管理者		認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師 常勤専従かつ管理上支障が無い場合、一体的な運営をしている認知症対応型共同生活介護事業所等との兼務可能	本体事業所の管理者が兼務可能
日中	通いサービス	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師
	訪問サービス	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 サテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能
夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上	時間帯を通じて1以上 ※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は置かないことができる
	宿直職員	宿直勤務に必要な数以上	※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は置かないことができる 本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
看護職員		常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしている場合、訪問看護ステーションの人員基準を満たすことで上記基準も満たすものとみなす	常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師1人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、出張所としての要件を満たす場合、一体的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定できる
ケアマネージャー		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者	本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者をおくことができる

看護小規模多機能型居宅介護の設備基準等

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所	
登録定員		29人以下	18以下	
利用定員	通いサービス	登録定員の2分の1から15人まで ※登録定員が25人を超える場合 (登録定員) (利用定員) 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人	登録定員の2分の1から12人まで	
	宿泊サービス	通いサービス利用定員の3分の1から9人まで	通いサービス利用定員の3分の1から6人まで	
設備・備品等	事業所	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等		
	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ		
	宿泊室	個室	定員：1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人 床面積：7.43平方メートル以上 ※病院又は診療所の場合6.4平方メートル以上	診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる
		個室以外	床面積：7.43平方メートル×(宿泊サービス利用定員－個室の定員)以上 ※プライバシーが確保された居間は、宿泊室の面積に含めることができる 構造：プライバシーが確保されたもの	
立地	利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域等			

サテライト型事業所

- サテライト型事業所の本体となる事業所は緊急時訪問看護加算の届け出事業所に限る
- 本体事業所1に対するサテライト型事業所は、最大2箇所まで
- 本体事業所とサテライト型事業所との距離：自動車等による移動に要する時間がおおむね20分未満
- サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問（看護・介護）機能は必要
※本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の利用者が本体事業所に宿泊することも可能

看護小規模多機能型居宅介護の報酬（1月あたり）

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する主な加算・減算

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

要介護 1 12,438 単位	要介護 2 17,403 単位	要介護 3 24,464 単位	要介護 4 27,747 単位	要介護 5 31,386 単位
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

（2）同一建物居住者に対して行う場合

要介護 1 11,206 単位	要介護 2 15,680 単位	要介護 3 22,042 単位	要介護 4 25,000 単位	要介護 5 28,278 単位
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

短期利用居宅介護費

要介護 1 570単位	要介護 2 637単位	要介護 3 705単位	要介護 4 772単位	要介護 5 838単位
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

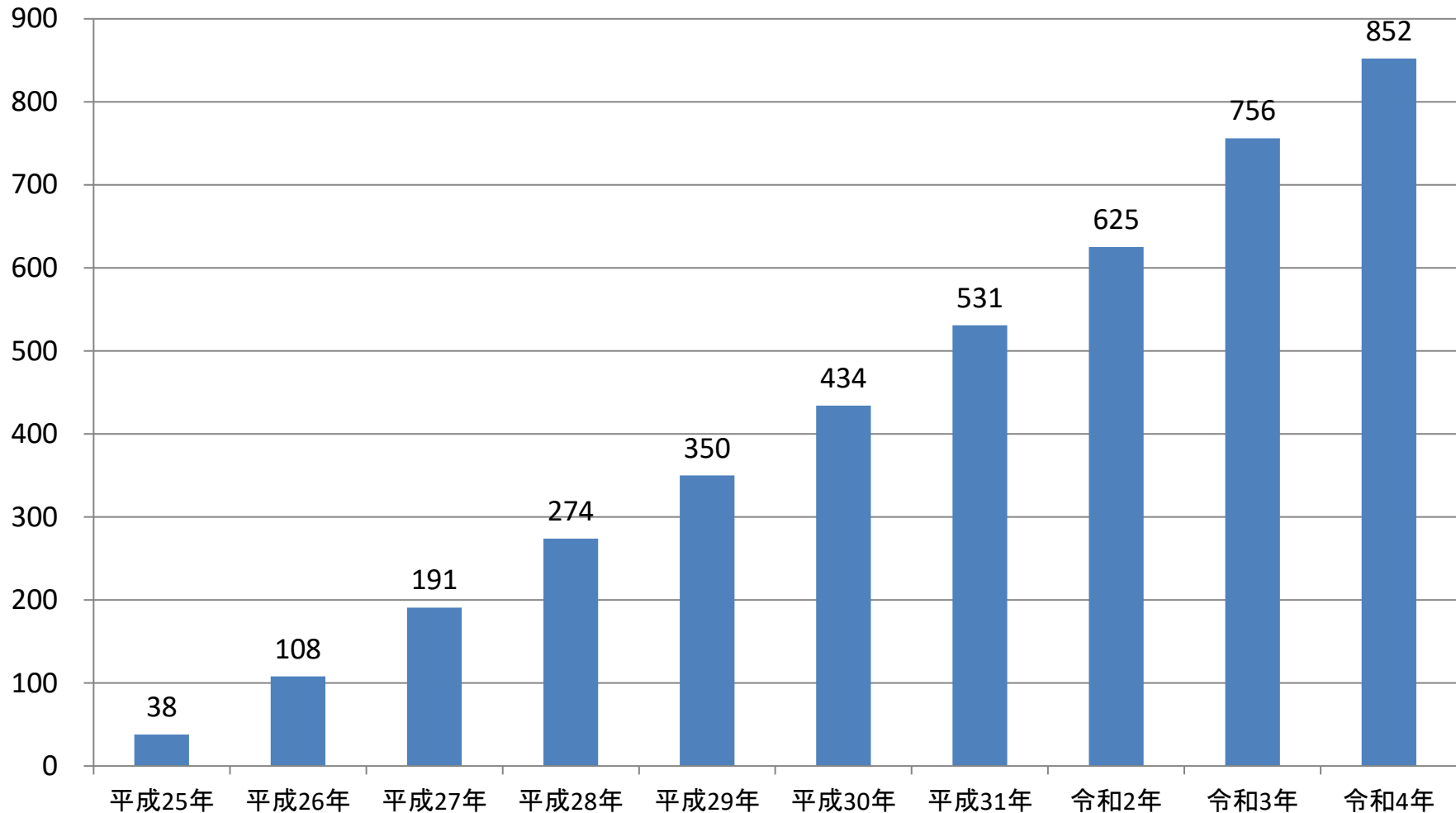


初期加算（30単位/日）	ターミナルケア加算（2,000単位）
特別管理加算 （Ⅰ:500単位、Ⅱ:250単位）	訪問体制強化加算（1,000単位）
緊急時訪問看護加算（574単位）	看護体制強化加算 （Ⅰ:3,000単位、Ⅱ:2,500単位）
口腔・栄養スクリーニング加算 （6月に1回）（Ⅰ:20単位、Ⅱ:5単位）	退院時共同指導加算（600単位/回）
口腔機能向上加算 （Ⅰ:150単位、Ⅱ:160単位）	認知症加算（Ⅰ:800単位、Ⅱ:500単位）
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ:3単位、Ⅱ:13単位）	若年性認知症利用者受入加算 （800単位）
排せつ支援加算 （Ⅰ:10単位、Ⅱ:15単位、Ⅲ:20単位）	総合マネジメント体制強化加算 （1,000単位）
科学的介護推進体制加算（40単位） （Ⅰ:10単位、Ⅱ:15単位、Ⅲ:20単位）	特別地域加算（+15%）
サービス提供体制強化加算 ・（1）Ⅰ:750単位、Ⅱ:640単位、Ⅲ:350単位 ・（2）Ⅰ:25単位、Ⅱ:21単位、Ⅲ:12単位	中山間地域等における小規模事業所加算（+10%）
	中山間地域等の居住者へのサービス提供加算（+5%）
	介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）10.2%（Ⅱ）7.4%（Ⅲ）4.1%
	介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ）1.5%（Ⅱ）1.2%

訪問看護体制減算 （▲925単位/月～▲2,914単位/月）	末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施 （▲925単位/月～▲2,914単位/月）
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護を行う場合であって、本体事業所又はサテライト事業所が訪問看護体制減算を届け出ている場合 【サテライト体制未整備減算】（▲3%/月）	特別指示による医療保険の訪問看護の実施 〔▲30単位/日 ～▲95単位/日〕 × 指示日数
サービスの提供が過少である事業所 （▲30%/月）	定員を超えた利用や人員配置基準に違反 （▲30%/月）

（注）点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数



(平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。)

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

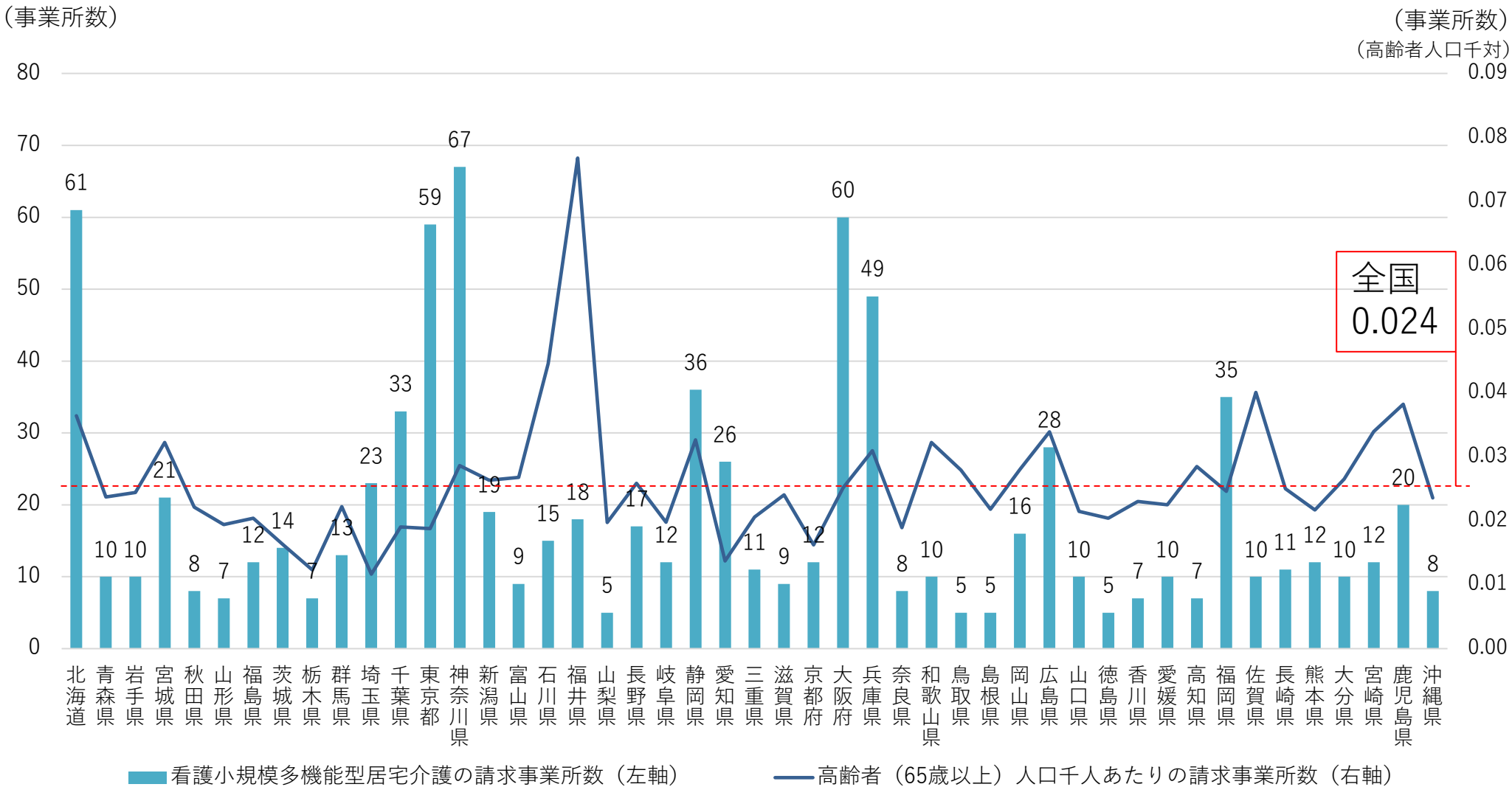
※平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

※平成28年度については、同一の事業所が短期利用及び短期利用以外の請求を同一月に行った場合についても、一事業所として計上している

※令和4年4月時点で、サテライト事業所数は17事業所(グラフ内は除いた数値)

出典:介護給付費等実態統計(旧:調査)(各年4月審査分)より老健局老人保健課にて作成

看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数（都道府県別）

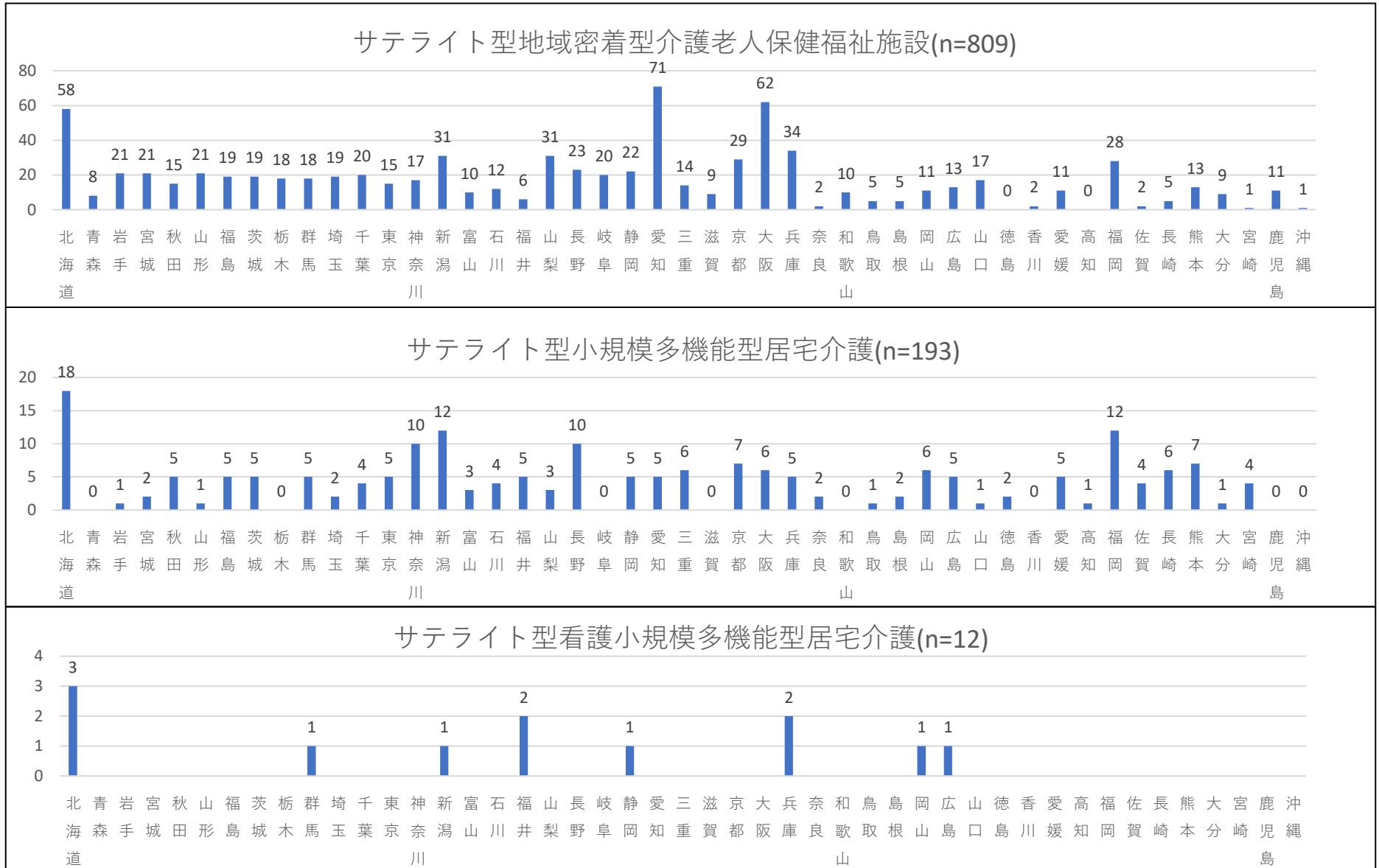


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

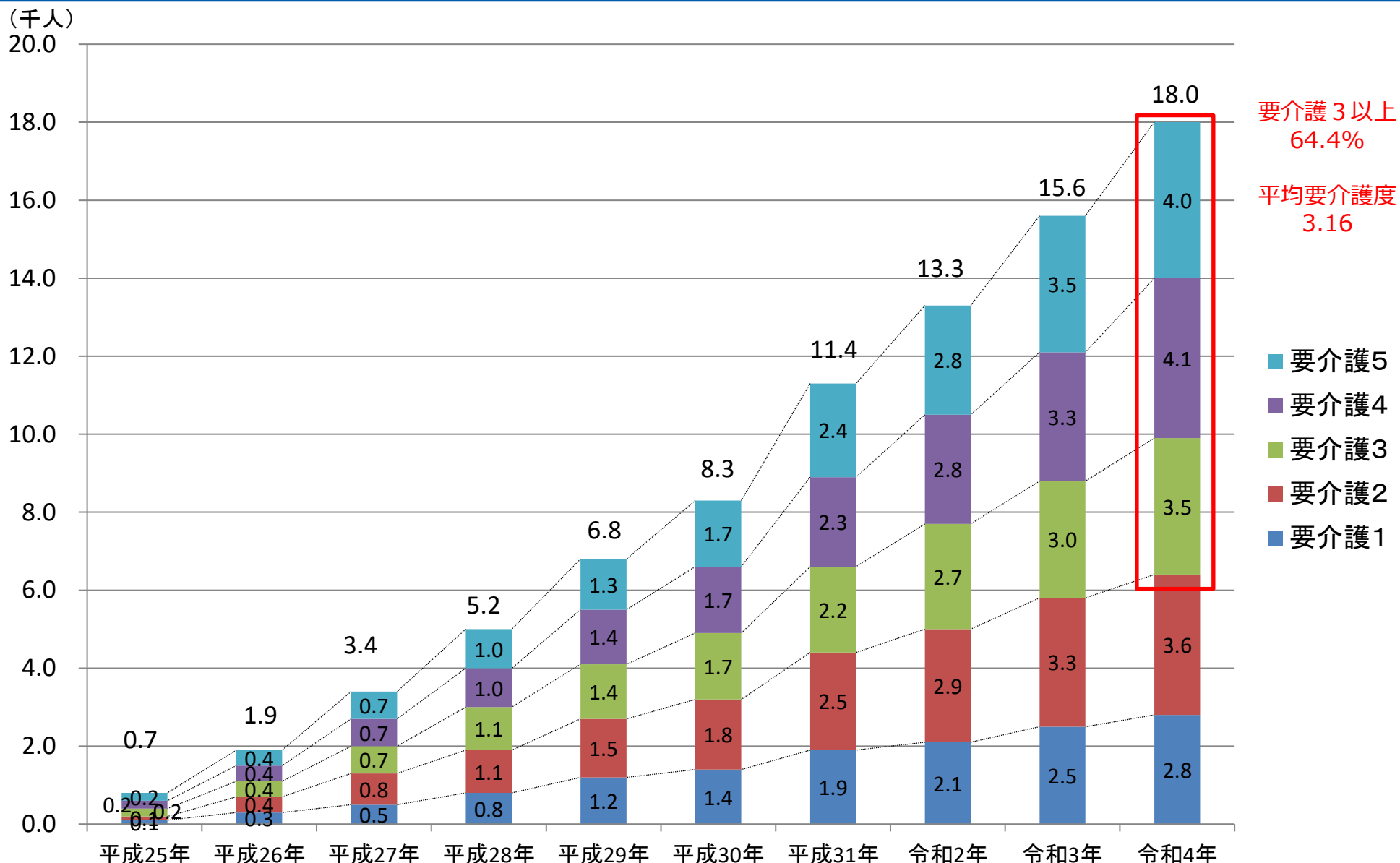
サテライト型施設・事業所数(都道府県別)

○ サテライト事業所は都市部に限らず全国に所在している。



(注) 介護DBから抽出した令和3年2月サービス提供分のデータを老健局において集計したもの。介護予防・短期利用は除く。

看護小規模多機能型居宅介護の要介護度別受給者数



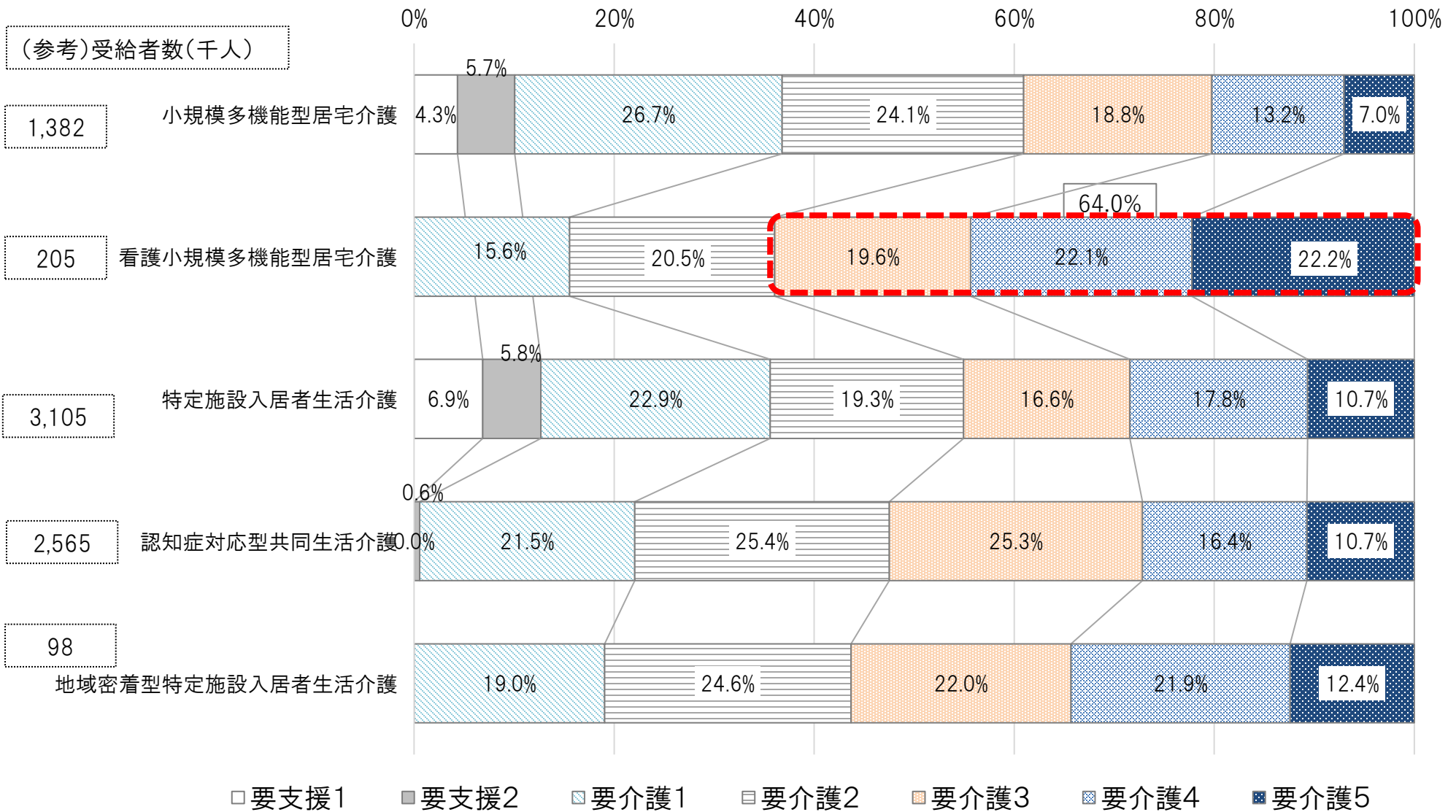
平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年

※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※平成24年4月創設(複合型サービス)。平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

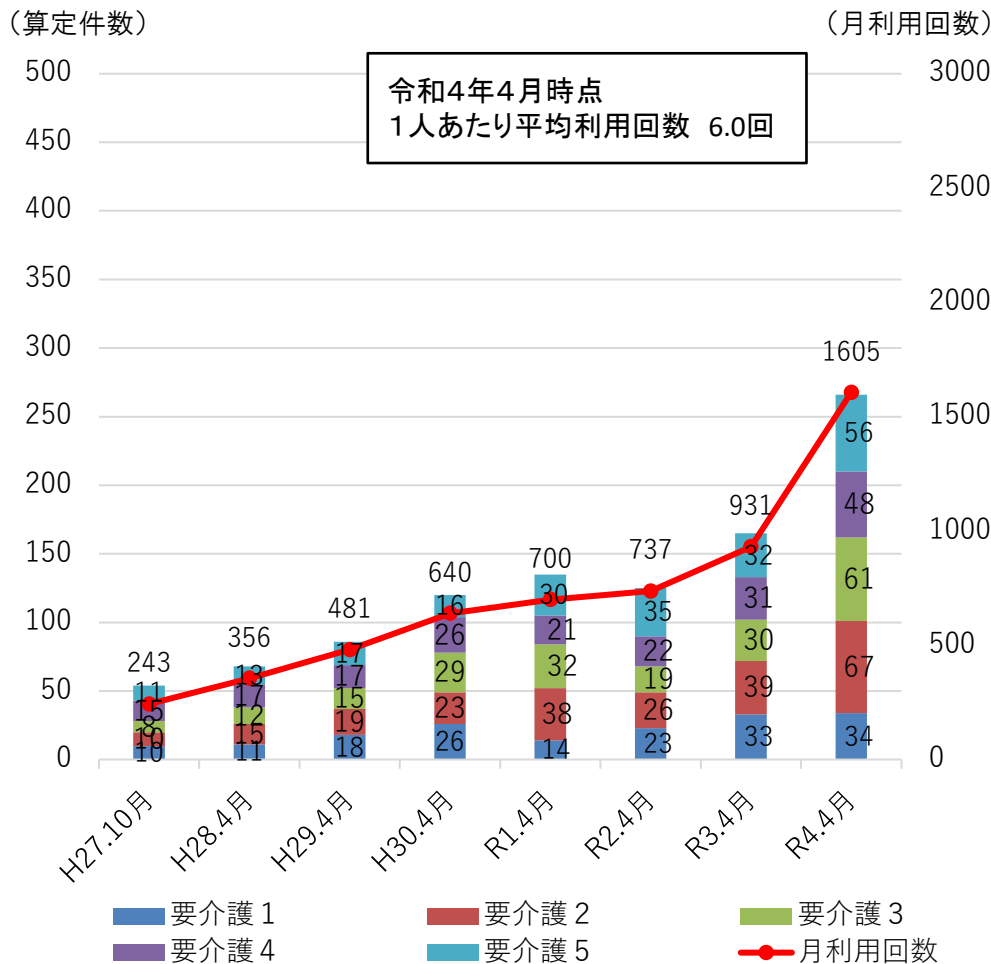
多機能型サービス、居住系サービスの要介護度割合



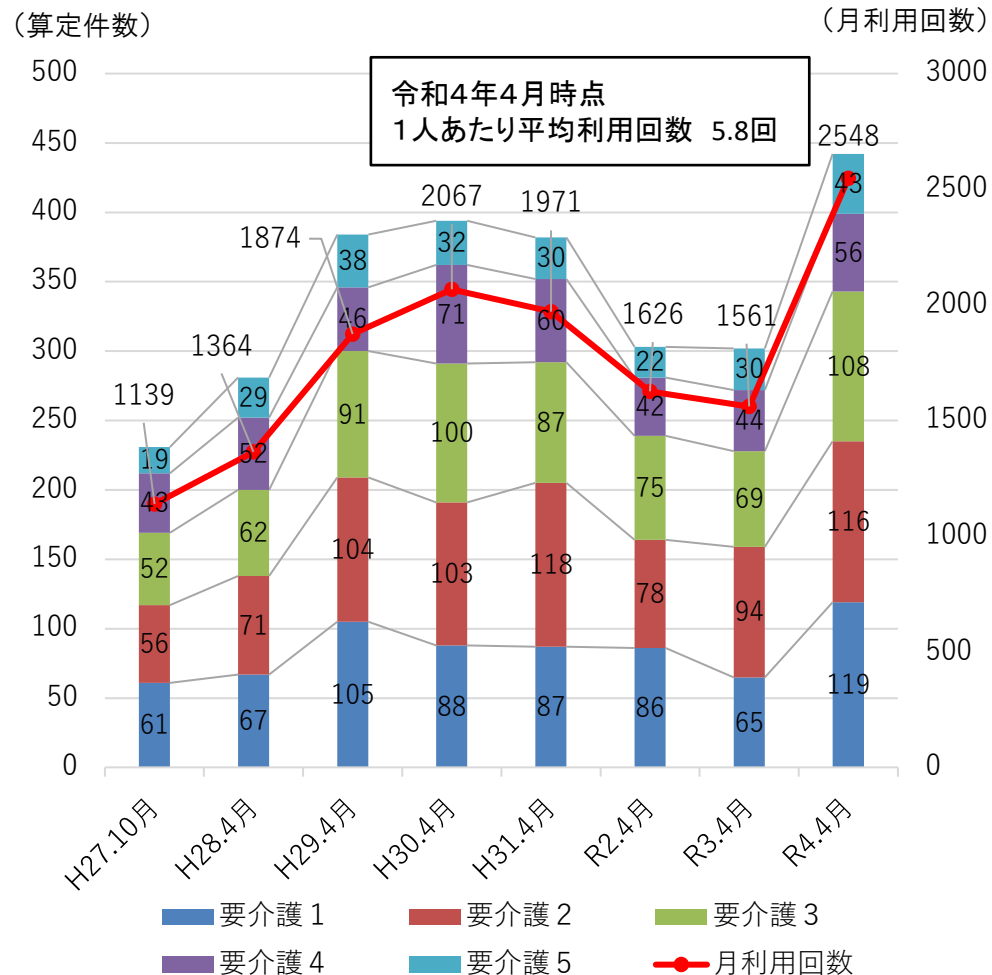
看多機・小多機における短期利用居宅介護費の算定状況

- 看多機・小多機における短期利用居宅介護費の算定件数及び月利用回数は、年々増加している。
- 看多機は、コロナ禍においても月利用回数は増加している。

■ 看護小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護費の算定件数及び月利用回数※

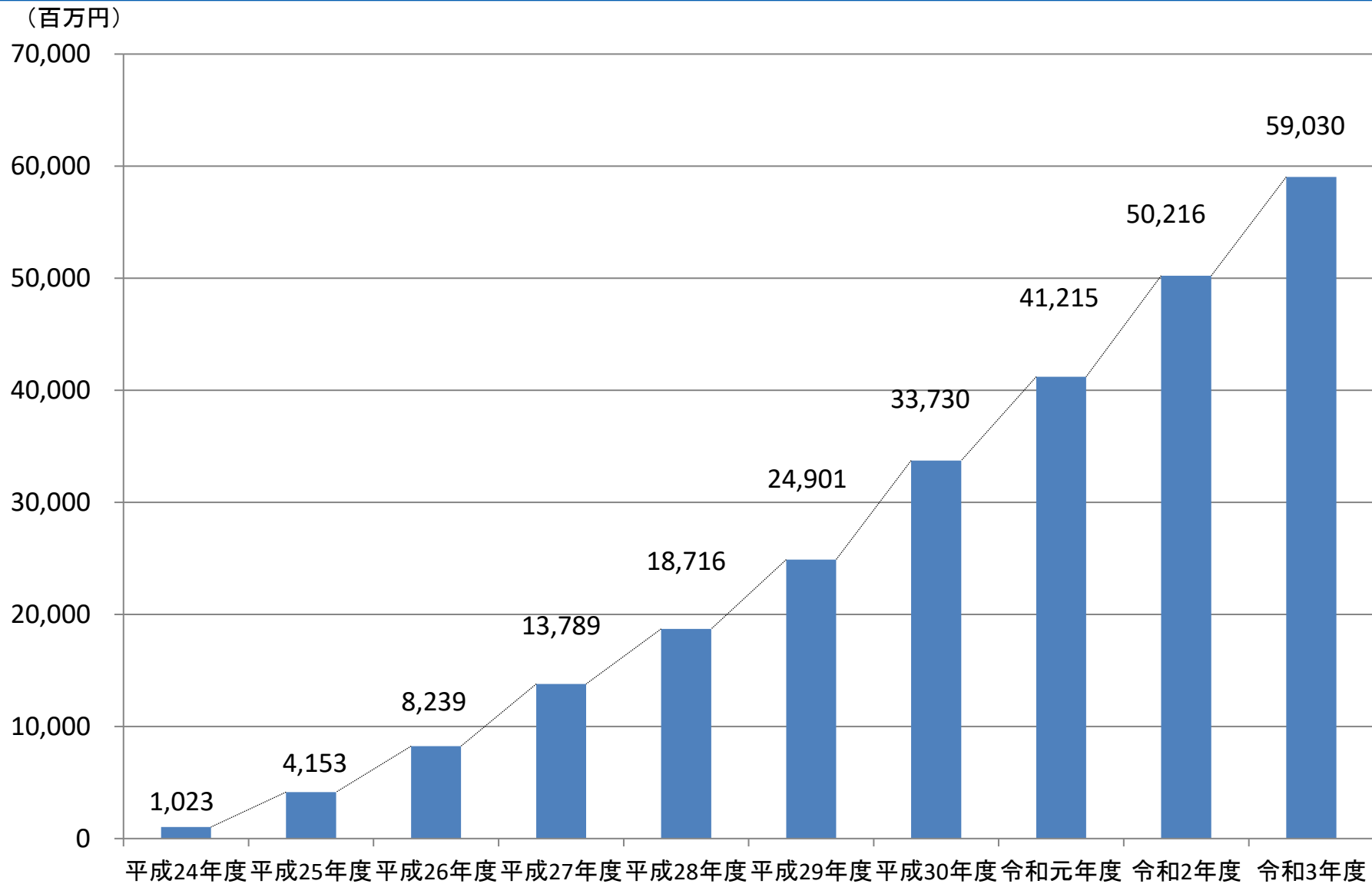


■ 小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護費の算定件数及び月利用回数※



※月利用回数は、要介護度別のサービス単位数を短期利用者居宅介護費(単位)で除し、合計した値

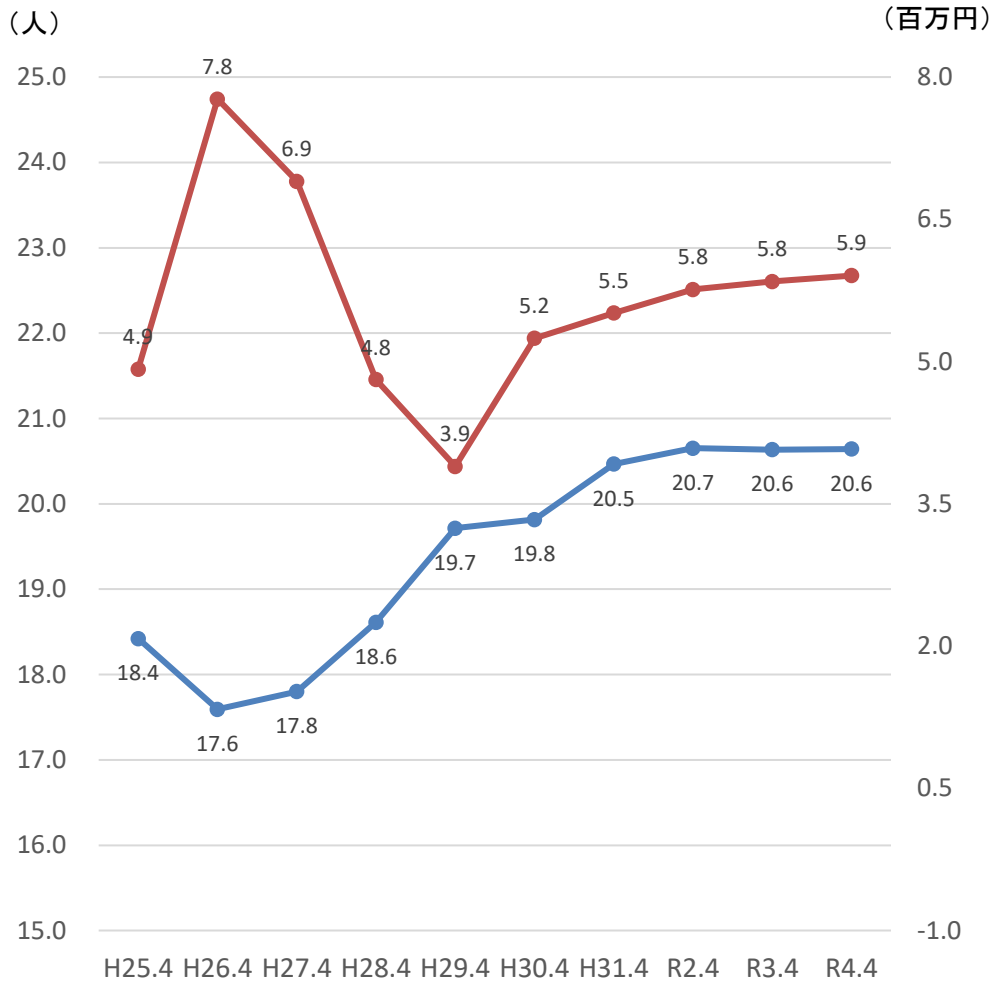
看護小規模多機能型居宅介護の費用額



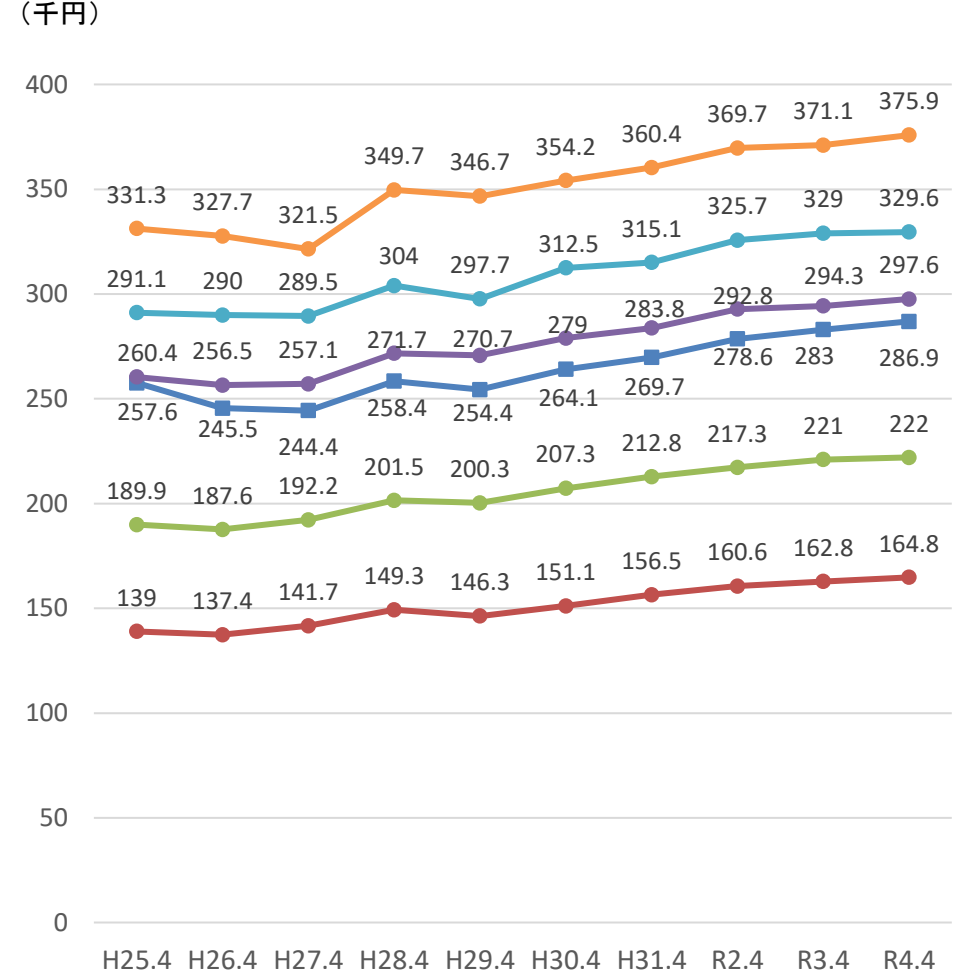
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

看護小規模多機能型居宅介護の事業所あたり受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

■ 1事業所1月あたりの受給者数・費用額



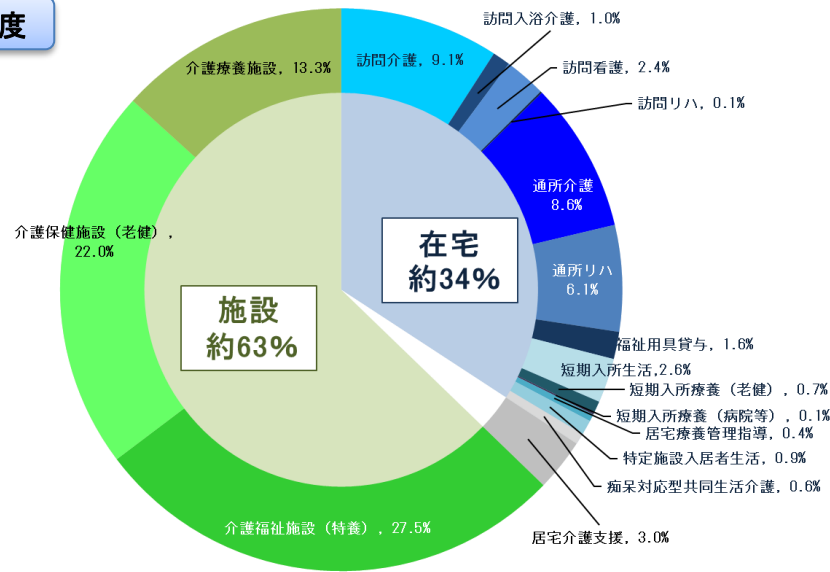
■ 利用者1人あたり1か月間の費用額



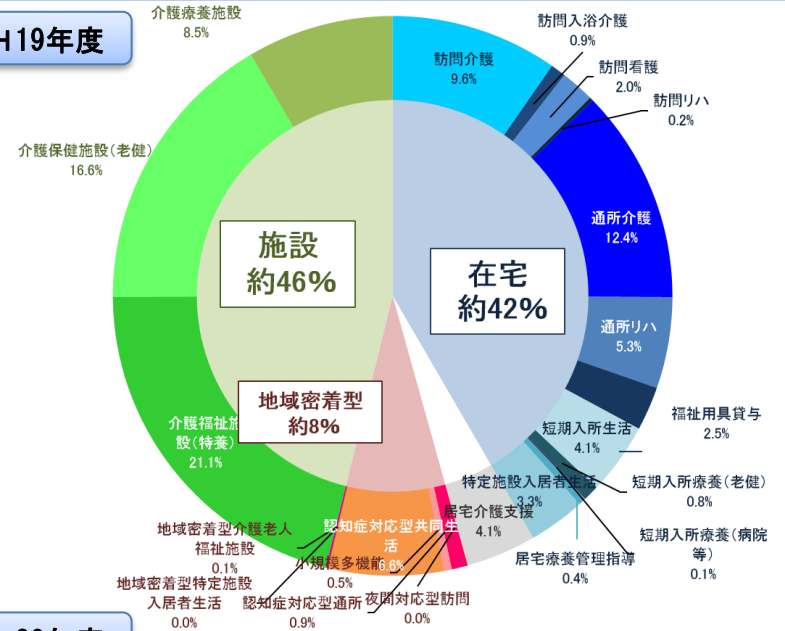
※総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。
 ※短期利用を含まない。

サービス種類別介護費用額割合の推移

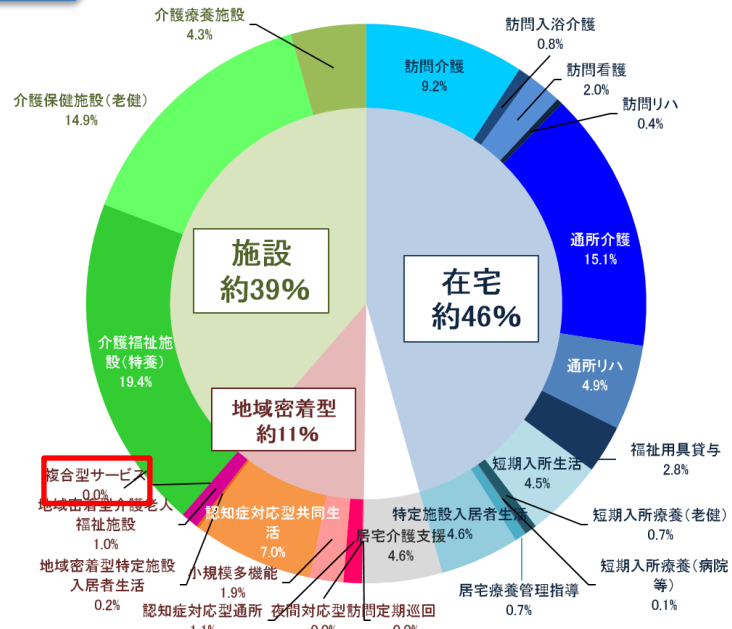
H13年度



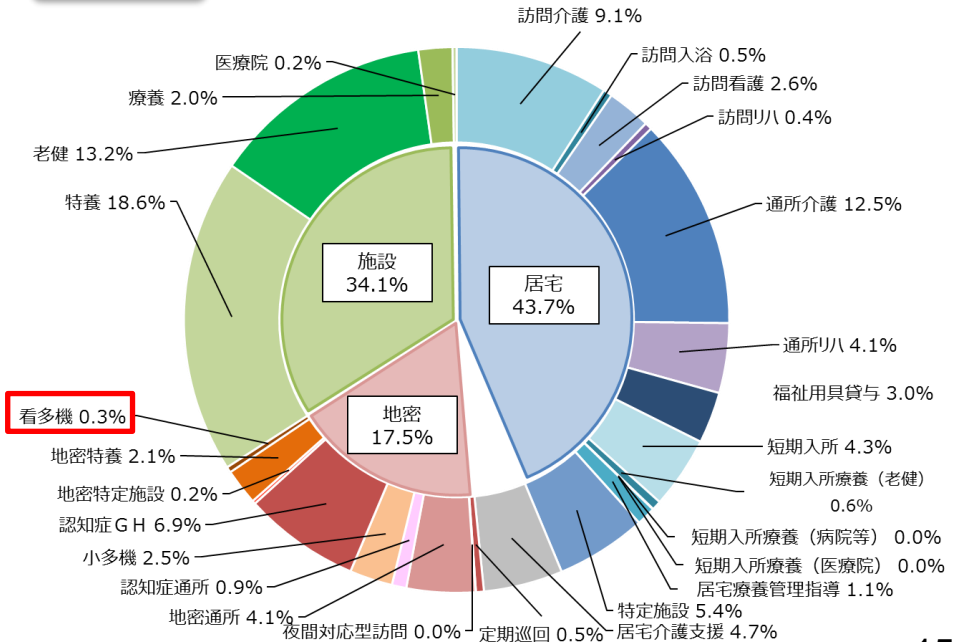
H19年度



H24年度

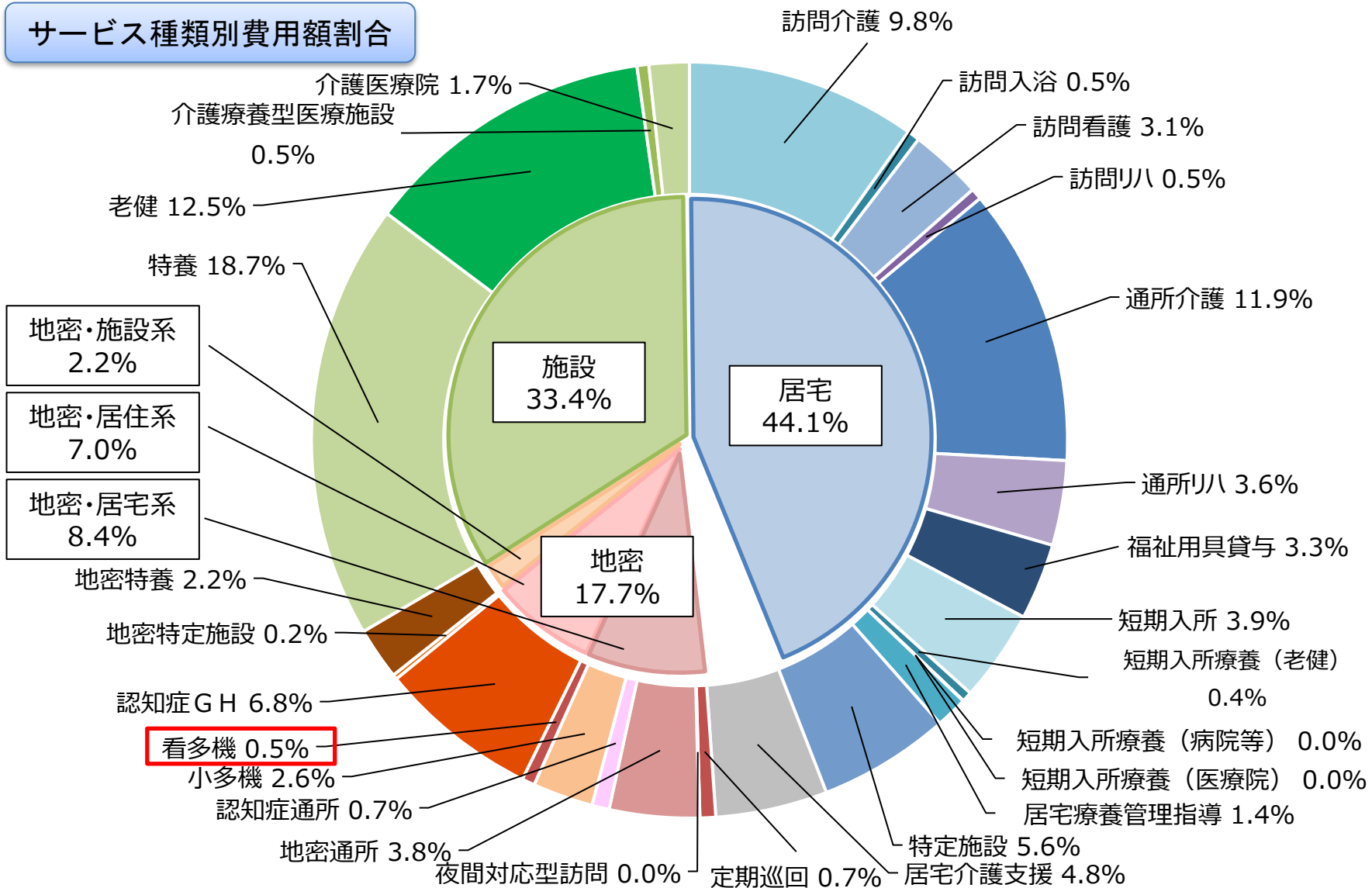


H30年度



介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
	計	3,595,326	13,581
合計		10,749,404	259,103

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

※請求事業所数は短期利用を含む延べ数である。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

看護小規模多機能型居宅介護の経営状況

○ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率は、4.6%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率

地域密着型サービス	令和4年度 概況調査		
	令和2年度 決算	令和3年度 決算	対2年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.4% <8.1%> (7.7%)	8.2% <8.1%> (7.8%)	△0.2% <0.0%> (+0.1%)
夜間対応型訪問介護 ※	△8.6% <△9.0%> (8.9%)	3.8% <3.8%> (3.3%)	+12.4% <+12.8%> (+12.2%)
地域密着型通所介護	4.0% <3.5%> (3.7%)	3.4% <3.1%> (3.1%)	△0.6% <△0.4%> (△0.6%)
認知症対応型通所介護	9.3% <8.8%> (9.1%)	4.4% <4.3%> (4.3%)	△4.9% <△4.5%> (△4.8%)
小規模多機能型居宅介護	4.1% <3.8%> (4.1%)	4.7% <4.6%> (4.5%)	+0.6% <+0.8%> (+0.4%)
認知症対応型共同生活介護	5.8% <5.5%> (5.5%)	4.9% <4.8%> (4.6%)	△0.9% <△0.7%> (△0.9%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	3.7% <3.3%> (3.2%)	3.0% <2.8%> (2.6%)	△0.7% <△0.5%> (△0.6%)
地域密着型介護老人福祉施設	1.1% <0.7%> (1.1%)	1.2% <1.1%> (1.2%)	+0.1% <+0.4%> (+0.1%)
看護小規模多機能型居宅介護	5.2% <4.9%> (4.9%)	4.6% <4.4%> (4.2%)	△0.6% <△0.5%> (△0.7%)

注：「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注：括弧なしは、税引前収支差率(コロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(コロナ補助金を含む)

看護小規模多機能型居宅介護の収支差率等

○ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率(令和3年度決算税引き前(コロナ補助金を含む))は4.6%(※)となっており、金額ベースでは35.0万円。※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

23 看護小規模多機能型居宅介護

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		(参考)令和3年度概況調査	
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	6,180	6,433	6,672	5,996		
2	(1)介護料収入	784	839	827	780		
3	(2)保険外の利用料	2	9	14	6		
4	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	-5	-3	-3	-6		
5	(4)介護報酬査定減	4,800	4,906	5,098	4,590		
6	II 介護事業費用	286	241	241	295		
7	(1)給与費	15	17	15	18		
8	(2)減価償却費	1,527	1,558	1,605	1,404		
9	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	154	185	195	174		
10	(4)その他 うち委託費	3	8	12	8		
11	III 介護事業外収益	31	29	27	41		
12	IV 介護事業外費用	102	210	234	70		
13	V 特別損失	6,963	7,285	7,521	6,783		
14	収入 ①= I + III	6,731	6,927	7,190	6,383		
15	支出 ②= II + IV + V	232	358	331	400		
16	差引 ③= ①-②	-	24	19	-		
17	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	-	-	381	350		
18	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'	19	27	30	18		
19	法人税等	213	355	319	383		
20	法人税等差引 ④=③'-法人税等	215	268	268	136		

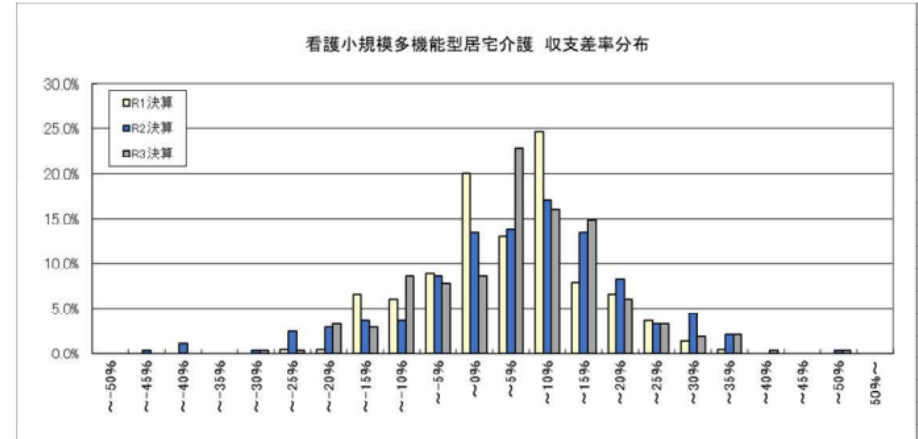
※ 比率は収入に対する割合である。
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

21 a	設備資金借入金元金償還金支出	145	113	120	165
22 b	長期運営資金借入金元金償還金支出	57	43	52	44
23	参考:(④ + II (2) + II (3)) - (a+b)	282	422	374	450

24	実利用者数	22.7人	24.3人	22.4人
25	延べ利用者数	870.8人	909.3人	851.2人
26	常勤換算職員数(常勤率)	13.7人 72.4%	14.3人 74.5%	13.7人 73.9%
27	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	12.2人 72.1%	12.5人 75.2%	12.0人 73.5%
28	常勤換算1人当たり給与費			
29	看護師	414,406円	437,003円	398,462円
30	准看護師	354,842円	355,211円	332,614円
31	介護福祉士	345,028円	354,856円	333,567円
32	介護職員	328,122円	333,266円	316,997円
33	非常勤			
34	看護師	347,775円	367,905円	357,209円
35	准看護師	292,644円	322,722円	308,372円
	介護福祉士	284,268円	302,231円	278,568円
	介護職員	251,112円	266,519円	253,993円

36	実利用者1人当たり収入 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	306,860円	308,958円	302,662円
37	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-	309,724円	-
38	実利用者1人当たり支出	296,634円	295,366円	284,802円
39	常勤換算職員1人当たり給与費	333,770円	345,021円	323,971円
40	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	327,683円	339,699円	318,245円

41	常勤換算職員1人当たり実利用者数	1.7人	1.7人	1.6人
42	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数	1.9人	2.0人	1.9人



収支差率	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
看多機(税引き前)平均	5.9%	3.3%	5.2%	4.6%
看多機(税引き後)平均	5.6%	3.1%	4.9%	4.2%

第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度
実績値 ※1

令和5(2023)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
居住系サービス	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
介護施設	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

- ※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。
デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。
ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。
居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

看護小規模多機能型居宅介護(令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ⑤ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ⑦ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑪ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑫ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑰ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ⑱ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑲ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

2.(1)③ 多機能系サービスにおける 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、多機能系サービスについて、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし

⇒

< 改定後 >

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日 (新設)

算定要件等

- 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。(※既往要件と同)

2.(2)⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。【通知改正】

基準

< 現行 >

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。

< 改定後 >

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。
ただし、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。（追加）



※追加は下線部

（看護）小規模多機能型居宅介護

（参考）認知症グループホーム

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 （平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

（介護等）
 第78条
 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
 （準用）
 第182条（略）第78条、（中略）の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。（以下、略）

（介護等）
 第99条
 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
 （平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

第3 地域密着型サービス
 四 小規模多機能型居宅介護
 4 運営に関する基準
 （9）介護等
 ② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。**ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。**
 八 看護小規模多機能型居宅介護
 4 運営に関する基準
 （6）準用（基準第182条）（略）

第3 地域密着型サービス
 五 認知症対応型共同生活介護
 4 運営に関する基準
 （6）介護等
 ② 同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

2. (4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実③

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護において、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用（短期利用居宅介護費）について、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合には算定可能とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護費

単位数

要支援1	423単位/日	要支援2	529単位/日	要介護1	570単位/日		
要介護2	638単位/日	要介護3	707単位/日	要介護4	774単位/日	要介護5	840単位/日

※今回改定後の単位数

要件

- ①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）が緊急に必要なと認めた場合であって、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。
- ②人員基準違反でないこと。
- ③あらかじめ利用期間を定めること。
- ④登録者の数が登録定員未満であること。 ⇒ **削除**
- ⑤サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

宿泊室

個室（7.43㎡/人以上）又は個室以外（おおむね7.43㎡/人でパーティションや家具などによりプライバシーが確保されたしつらえ）

日数

7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）

利用人数

- 宿泊室の数 × （事業所の登録定員-登録者数） ÷ 事業所の登録定員 = 短期利用可能な宿泊室数（小数点第1位以下四捨五入）
- ※1 必ず定員以内となる。
- ※2 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。
この計算式からは、例えば宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。
- ※3 計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、短期利用を認める当該日の登録者の数を使用する。



<改定後> 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

2.(7)① 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

概要

【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。【告示改正】
 - ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。
 - イ (介護予防)認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。
 - ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。

※アとイは併算定できず、ア又はイとウの併算定は可能

単位数・算定要件等

★：介護予防

	算定要件	単位数	新設するサービス
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護★

※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

2. (7)③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする。【省令改正、告示改正】

基準・報酬

< 現行 >

【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。

【報酬】

登録者数が登録定員を超える場合、翌月から、定員超過が解消される月まで、利用者全員30%/月を減算する。

< 改定後 >

【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。
ただし、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は（※1）、一定の期間（※2）に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービス提供ができる。（追加）

【報酬】

上記ただし書きの場合、市町村が認めた時から、一定の期間（※2）に限り、減算しない。（追加）

算定要件等

（※1）人員・設備基準を満たすこと。

（※2）市町村が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間の基本とする。ただし、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長を可能とする。

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の实情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

概要

- 中山間地域等において、地域の实情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容



3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

看護小規模多機能型居宅介護に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会) 抜粋

(地域の特性に応じたサービスの確保)

- 都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。その際には、将来の地域ごとの介護ニーズの変化も踏まえながら、人材確保・サービスの確保に資する介護の経営の大規模化、各サービスの基準、サービス類型の在り方も含めた、サービス提供の在り方についても検討していくべきである。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の普及等)

- 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会) 抜粋

- 看護小規模多機能型居宅介護は、主治医との密接な連携の下、通い・泊まり・訪問における介護・看護を利用者の状態に応じて柔軟に提供する地域密着型サービスとして、退院直後の利用者や看取り期など医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。今後、サービス利用機会の拡充を図るため、地域密着型サービスとして、どのような地域であっても必要な方がサービスを利用しやすくなるような方策や提供されるサービス内容の明確化など、更なる普及を図るための方策について検討し、示していくことが適当である。

(1) 都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 令和元年又は令和2年地方分権提案を踏まえて、令和3年度介護報酬改定等において、次の内容を実施したところである。
 - ① (看護)小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした(令和3年4月施行)。
 - ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚労省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した(令和3年8月26日施行)。
- これらの改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得るため、本調査を実施した。

2. 調査方法

- アンケート調査(悉皆)を行った上で、改定等を実施・適用した自治体と事業所に対して、ヒアリング調査を実施した。

調査対象	調査票種別	調査対象・回収状況
市町村	市町村調査票(悉皆)	【母集団】 1,741市町村(特別区含む。)【発出数】 1,741【抽出方法】 悉皆 【回収数】 1,339【回収率】 約77%
小規模多機能型居宅介護事業所	事業所調査票(悉皆)	【母集団】 5,549事業所【発出数】 5,549【抽出方法】 悉皆 【回収数】 2,691【回収率】 約48%
	職員向け調査票 (改定等を適用した4事業所)	【対象】 4事業所【発出数】 20【抽出方法】 改定等を適用していると回答した事業所職員 【回収数】 15【回収率】 -(関与した職員を対象)
	利用者向け調査票 (改定等を適用した4事業所)	【対象】 4事業所【発出数】 20【抽出方法】 改定等を適用していると回答した事業所利用者 【回収数】 15【回収率】 -(関係した利用者を対象)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業所調査票(悉皆)	【母集団】 864事業所【発出数】 864【抽出方法】 悉皆 【回収数】 449【回収率】 約52%
	職員向け調査票 (改定等を適用した事業所はなし)	対象なし
	利用者向け調査票 (改定等を適用した事業所はなし)	対象なし

(1) 都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

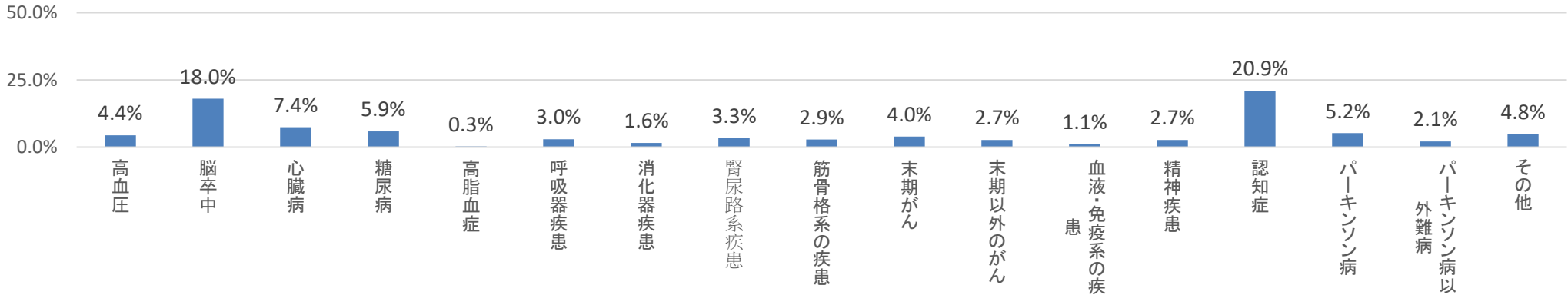
調査結果のまとめ

- 改定等①、②を実施、適用している自治体・事業所は少数であった。
- 実施している地域においては、当該地域のサービス提供体制を確保する観点から、自治体、事業所が連携し、それぞれの実情に応じて対応を行っている状況が確認された。
- 具体的には、
 - ・ 改定等①においては、限られた資源を有効活用するために、緊急的に定員を超過することを可能とするため
 - ・ 改定等②においては、地域資源が不足している中、登録者が35人程度まで増加する予定であったが、新たな事業所の開設予定がないこと等を踏まえて、受け皿拡大を図るためにそれぞれ当該措置を実施していることが確認された。
- なお、当該措置を実施した事業所においては、職員の負担感や利用者へのサービス提供等について、多くの事業所が影響はないという状況であった。
- 当該措置を実施していない(検討していない)主な理由としては、管内事業所からの要望や相談がないためにニーズを認識していないことが挙げられた。
- 一方で事業所においては、仮に自治体が当該措置を実施した場合には、登録定員等を超えて利用者を受け入れたいと考えており、自治体と事業所でその認識に差があることが明らかになった。
- このため、まずは自治体側において、管内事業所のニーズを正確に把握することが必要ではないかと考える。
- また、事業所においては、仮に自治体が当該措置を実施した場合においても、職員の確保ができないことや、サービスの質の低下が懸念されることから、登録定員等を超えて受け入れたいと思わないという意見もあったことから、自治体においては、措置の実施、検討にあたって、これらの点を考慮する必要があると考える。

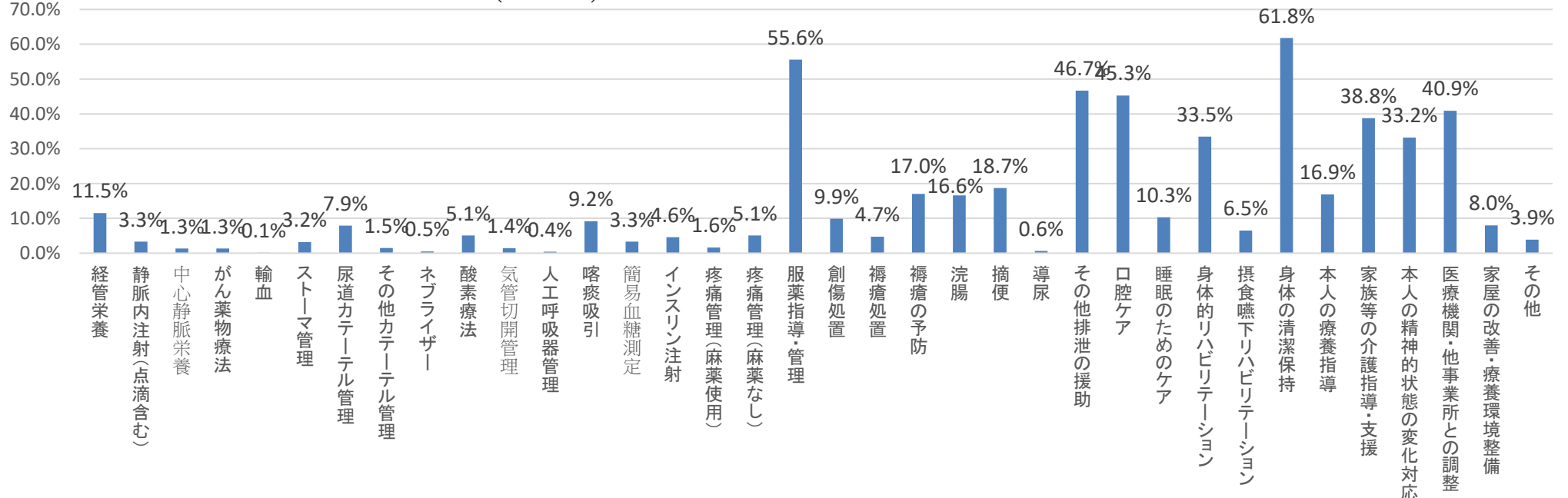
看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

- 利用者の主傷病は、「認知症」、「脳卒中」「心臓病」が多い。
- 提供したケアでは、「身体の清潔保持」「服薬指導・管理」「排泄の援助（浣腸/摘便/導尿除く）」が多い。

■ 看多機利用者の主傷病内訳 (n=2,338) ※無回答を除く



■ 看多機利用者に提供したケア (n=2338) ※無回答を除く

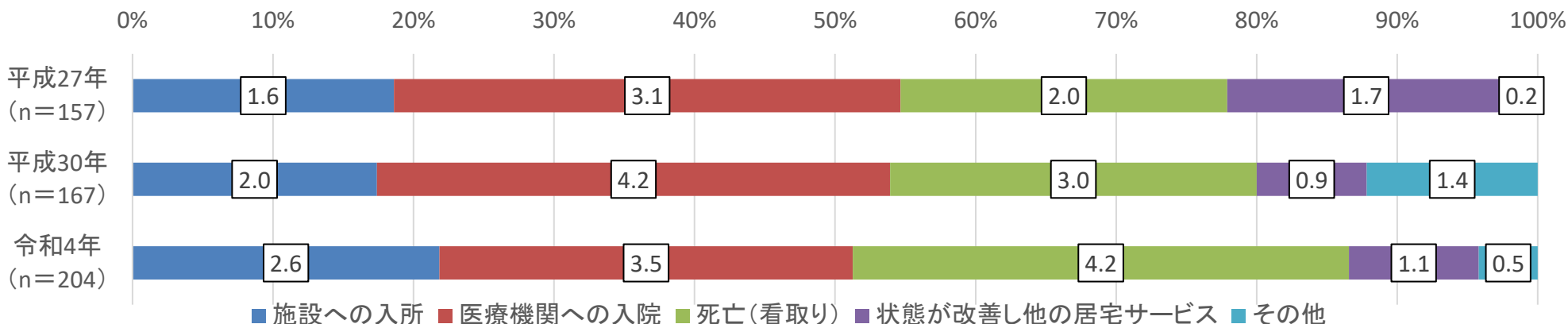


看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用終了者の転帰状況

- 過去1年以内の利用終了者の転帰別平均人数では、施設への入所、死亡（看取り）が増加傾向である。
- 死亡（看取り）4.2人のうち、自宅での死亡は1.8人、看多機での死亡は2.4人となっている。

■ 過去1年の利用終了者の転帰別平均人数※1,2,3

※無回答を除く



■ 過去1年の利用終了者の転帰別平均人数※3 (n=204事業所)

	平均値	中央値	最大値	最小値
介護保険施設（特養・老健・介護医療院）への入所	1.7人	1人	19人	0人
居住系サービス（特定施設・有料老人ホーム・サ高住等）への入居	0.9人	0人	7人	0人
医療機関への入院	3.5人	3人	18人	0人
死亡（看取り）	4.2人	3人	31人	0人
自宅	1.8人	1人	23人	0人
看多機	2.4人	2人	25人	0人
状態が改善し他の居宅サービス	1.1人	1人	15人	0人
その他	0.5人	0人	20人	0人

※1 平成27年度介護報酬改定検証調査(平成27年度調査)「(1)看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

※2 平成30年度 老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護および療養通所介護の特性に関する調査研究事業」

※3 令和4年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に向けた調査研究事業」

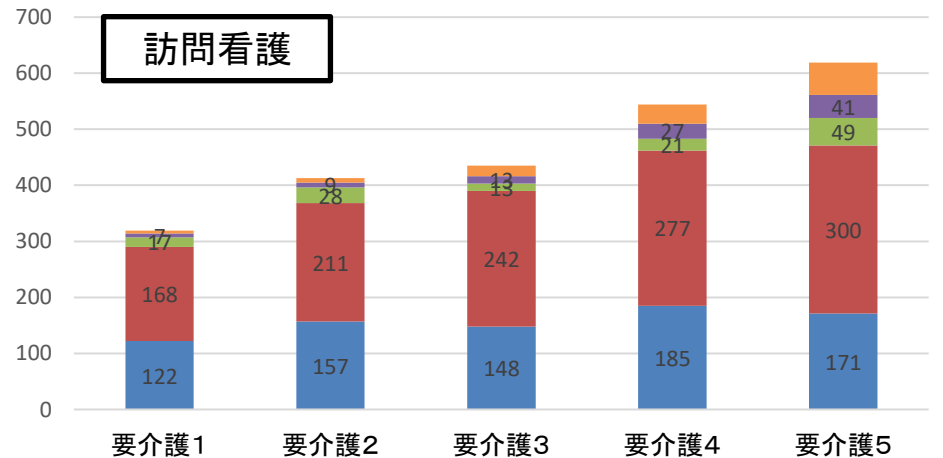
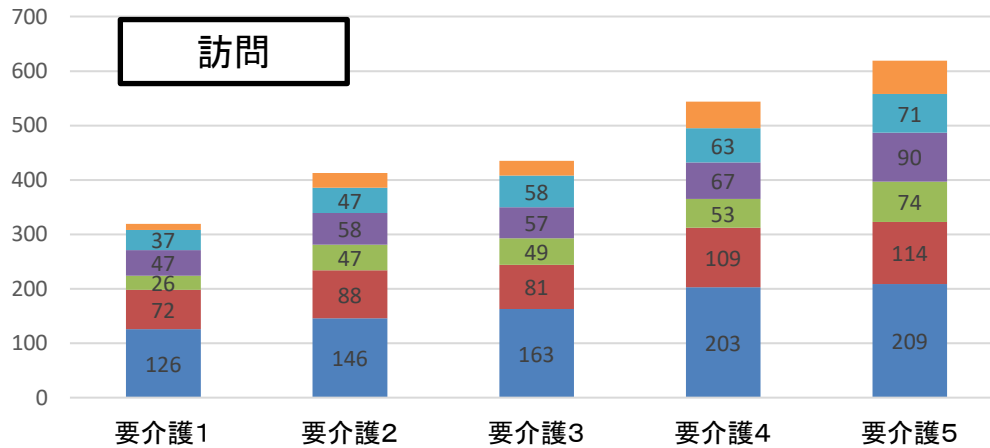
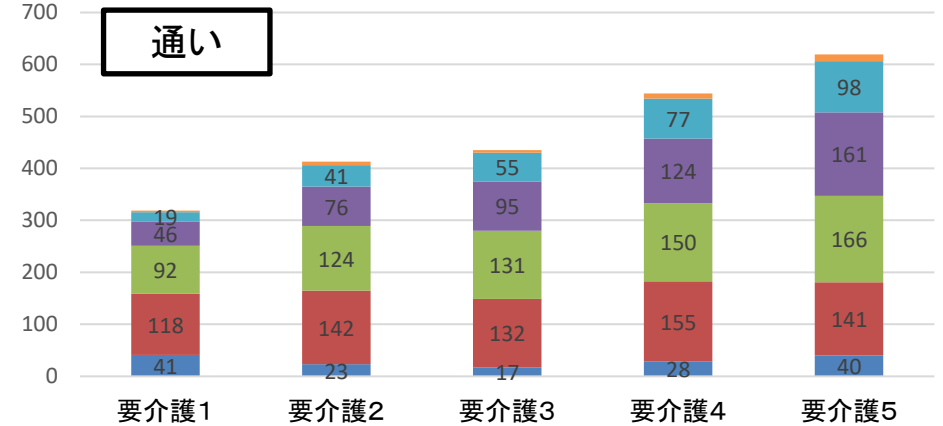
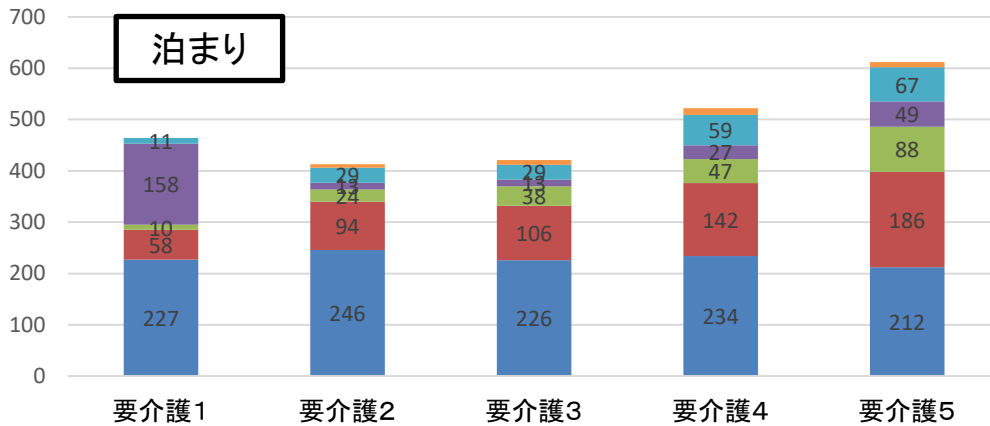
看護小規模多機能型居宅介護の介護度別サービス提供回数

- 看多機のサービス提供回数別割合は、「泊まり」、「訪問介護」は全ての介護度で0回/月が最も多く、「通い」は全ての介護度で0回/月が最も少ない。
- 「訪問看護」は全ての介護度で提供回数1~11回/月が最も多い。

1か月間*の介護度別サービス提供回数 (n=2,338)

※282事業所の登録利用者2,338人分の利用状況 (2022年9月分)

■ 0回 ■ 1~11回 ■ 12~19回 ■ 20~29回 ■ 30回以上 ■ 不明



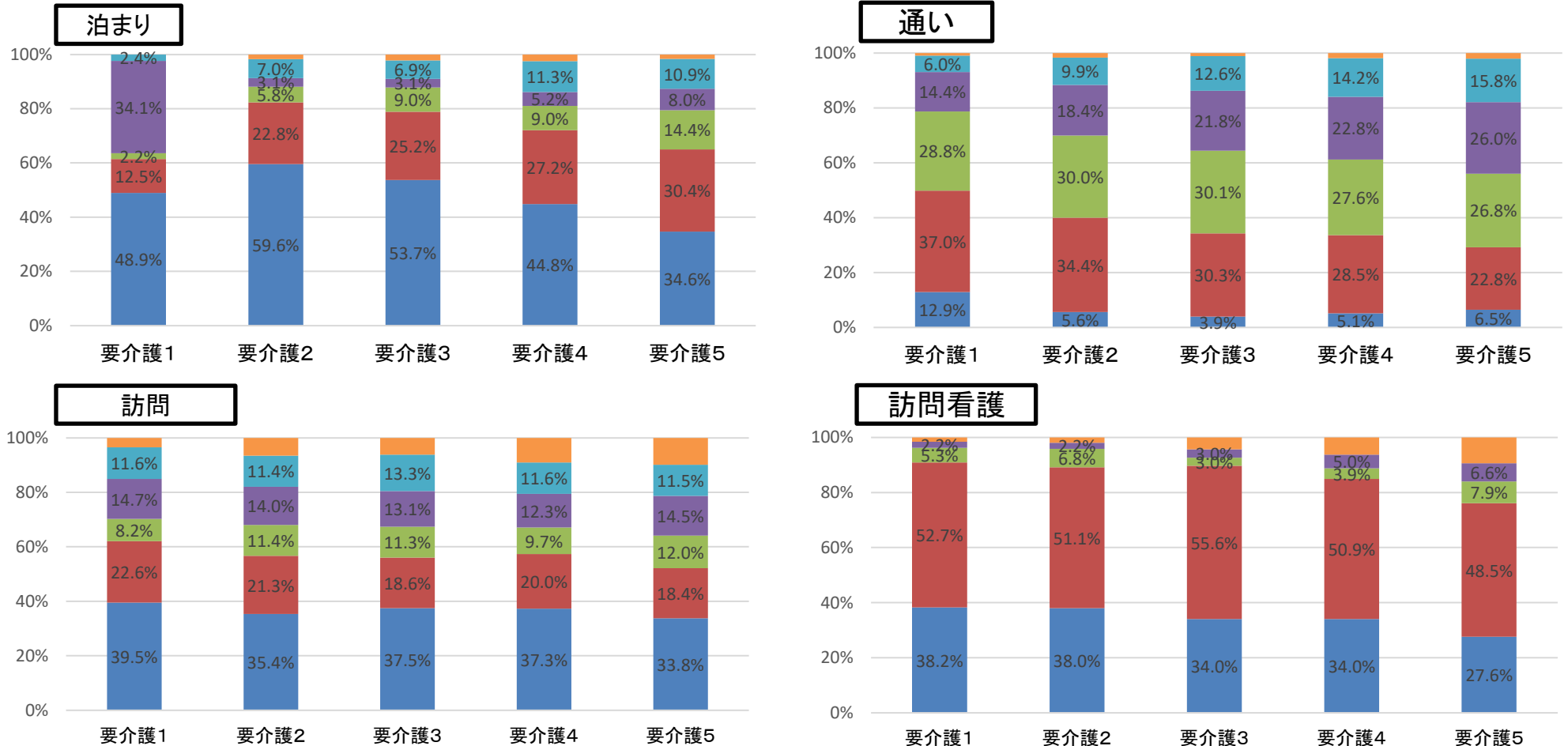
看護小規模多機能型居宅介護の介護度別サービス提供回数

- 看多機のサービス提供回数の利用者割合は、全ての介護度で「泊まり」、「訪問介護」は0回/月の利用者が最も多く、「通い」は0回/月の利用者は最も少ない。
- サービス提供回数別の利用者割合のうち、20回以上（週5日程）は各サービス一定割合ある。

■ 1か月間※の介護度別サービス提供回数の利用者割合 (n=2,338)

※282事業所の登録利用者2,338人分の利用状況 (2022年9月分)

■ 0回 ■ 1~11回 ■ 12~19回 ■ 20~29回 ■ 30回以上 ■ 不明

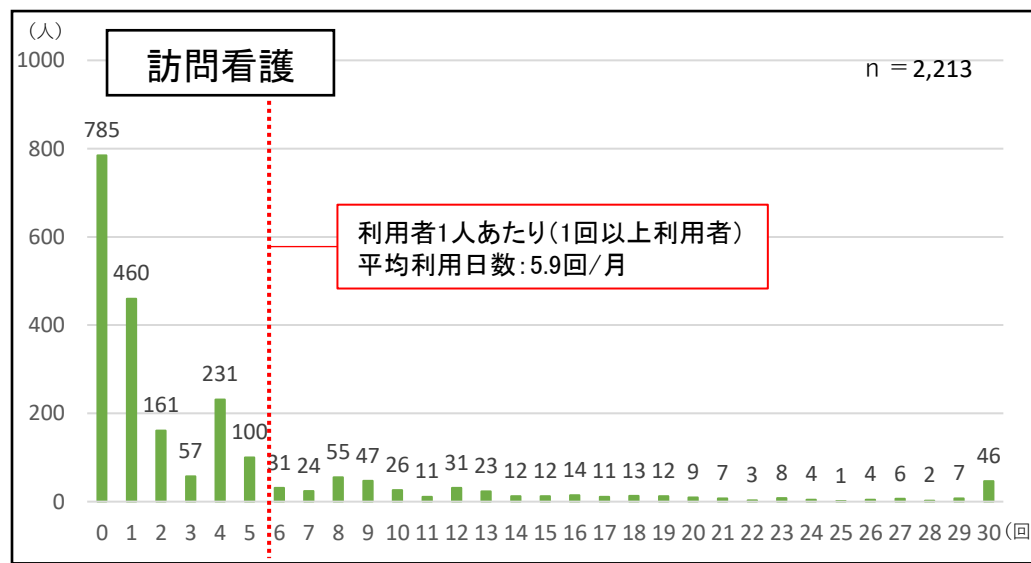
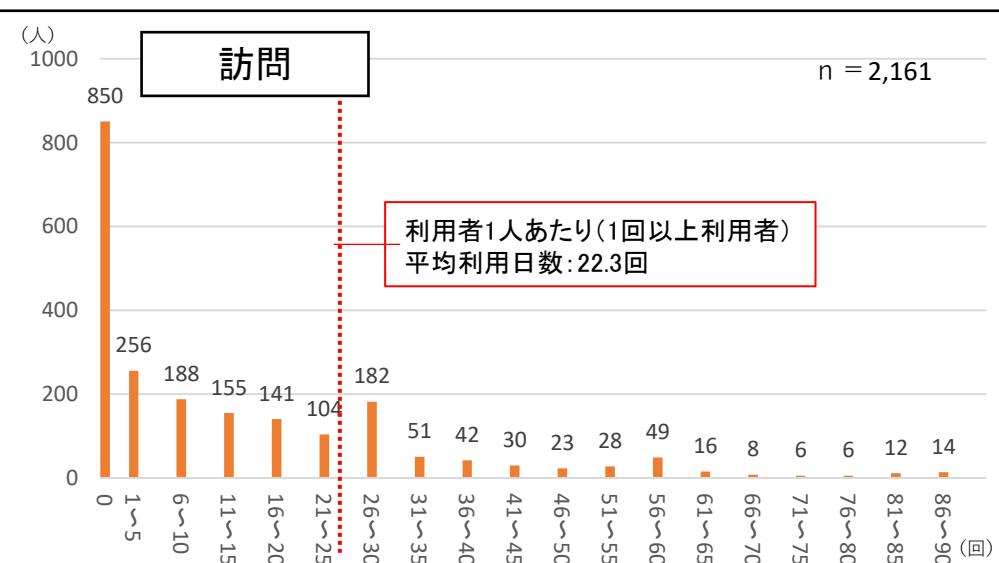
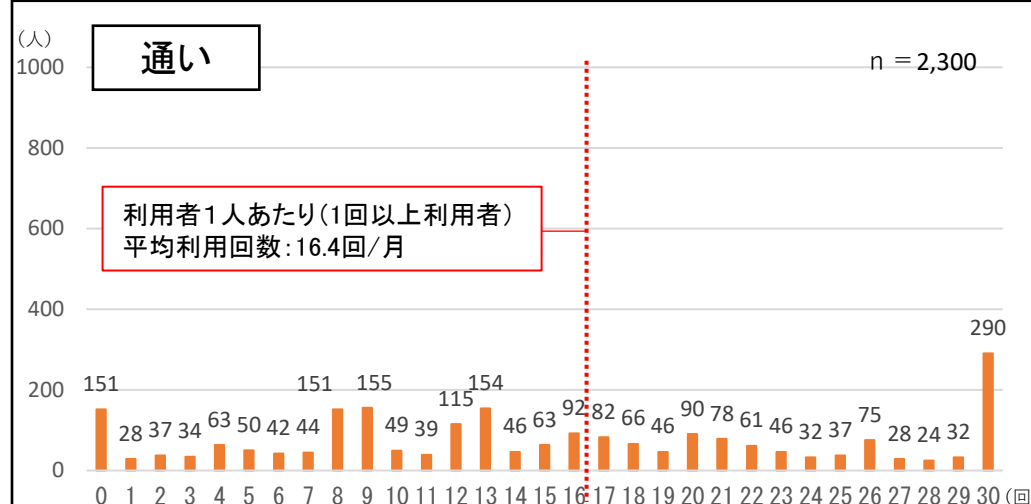
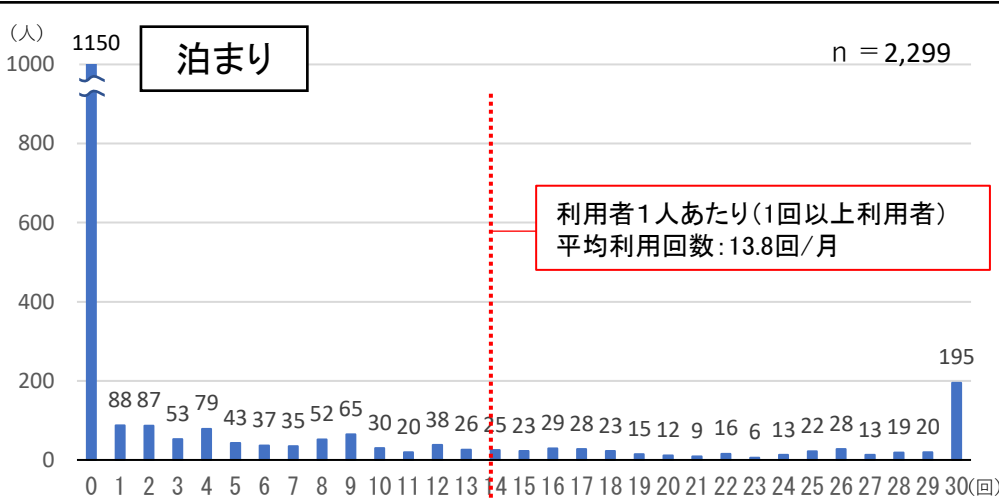


看護小規模多機能型居宅介護事業所における各サービス提供回数別人数

○ 利用者のニーズに応じたサービス提供が行われている中、一定割合の利用者について「泊まり」等のサービス提供回数が0回という状況がある。

■ 1か月間*の各サービス提供回数別人数

※282 事業所から2,338 人の利用者の2022年9月の各サービス利用回数(回答なしを除いたためサービスによってnが異なる)

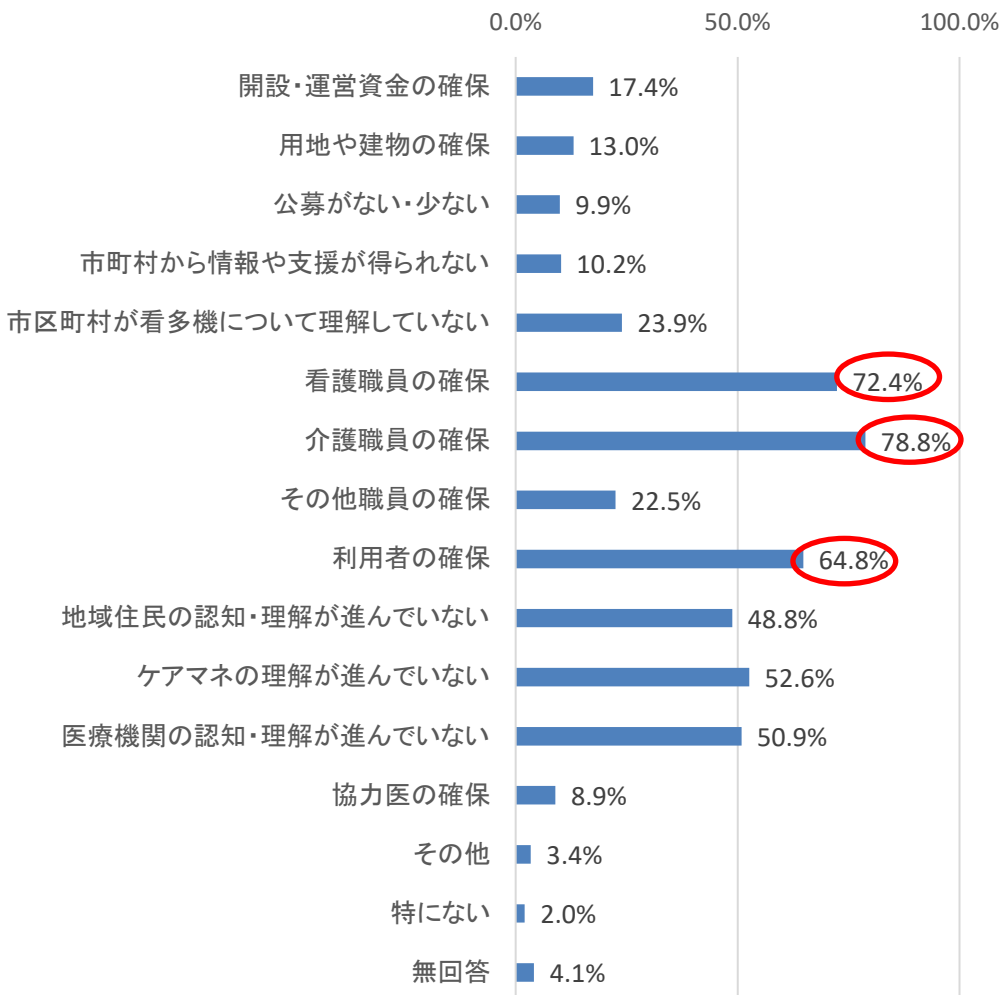


看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設・運営に関する困難

- 開設・運営にあたって特に困難を感じることは「看護職員の確保」「介護職員の確保」「利用者の確保」が多い。
- 看取りや重度者に対応するにあたって困難を感じることは、「看護職員の確保が難しい」「夜勤の出来る職員の確保が難しい」「看護職員以外の職員が対応することが難しい」が多い。

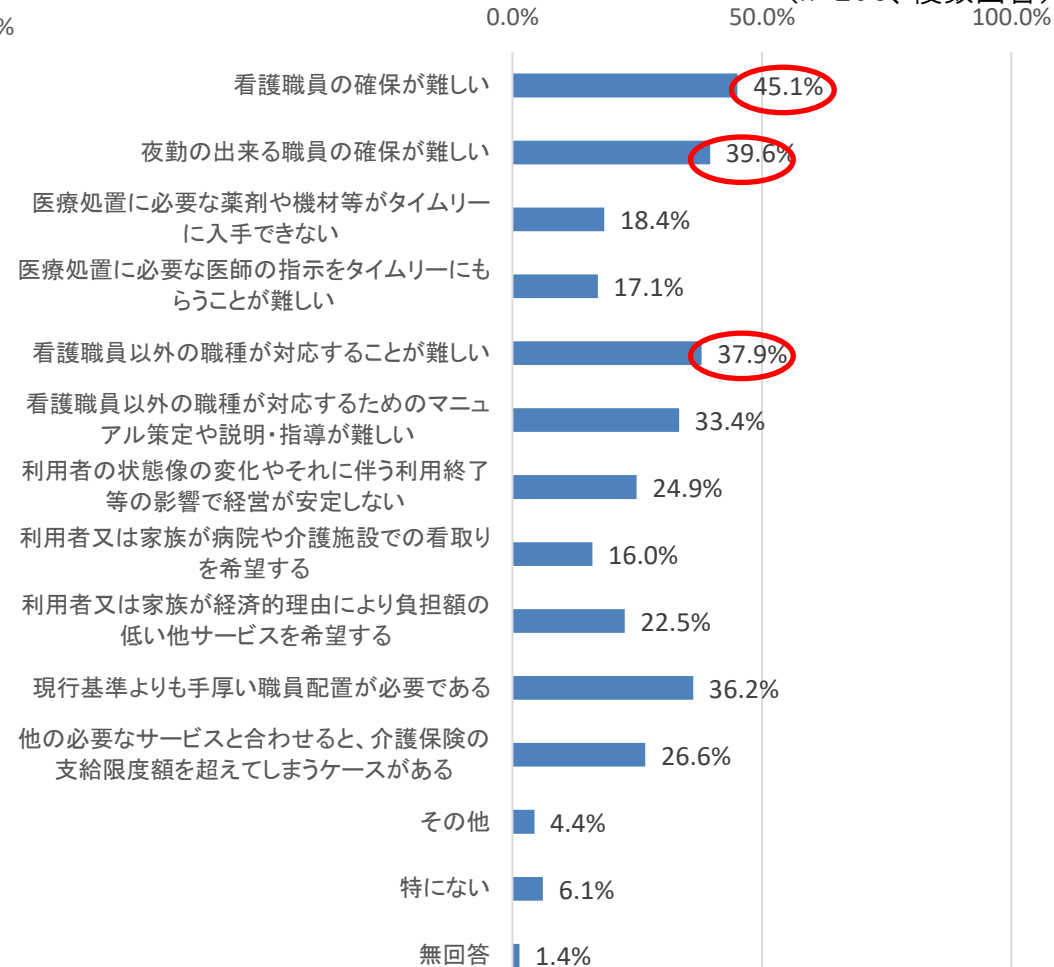
■ 開設・運営にあたって特に困難を感じること

(n=293、複数回答)



■ 看取りや重度者に対応するにあたって困難を感じること

(n=293、複数回答)



第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)における対応

※ 第106回社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日)資料1-2における定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスに関する広域利用や普及に関する事項を抜粋し、一部加工。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念 2 介護給付等対象サービスの充実・強化	● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業(支援)計画の作成に関する事項	
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
市町村	都道府県	見直しの方針案
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市】
市町村	都道府県	見直しの方針案
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	○ 標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担が軽減される旨を追記。【市県】
市町村	都道府県	見直しの方針案
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、区域外指定の事前同意等による広域利用等に係る検討への都道府県の関与について記載。【県】

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律
(令和5年5月19日公布)

改正の趣旨

- 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、訪問看護※¹と小規模多機能型居宅介護※²とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。

※1：自宅での看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）

※2：自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、介護サービス（日常生活上の世話）

- 看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要がある。

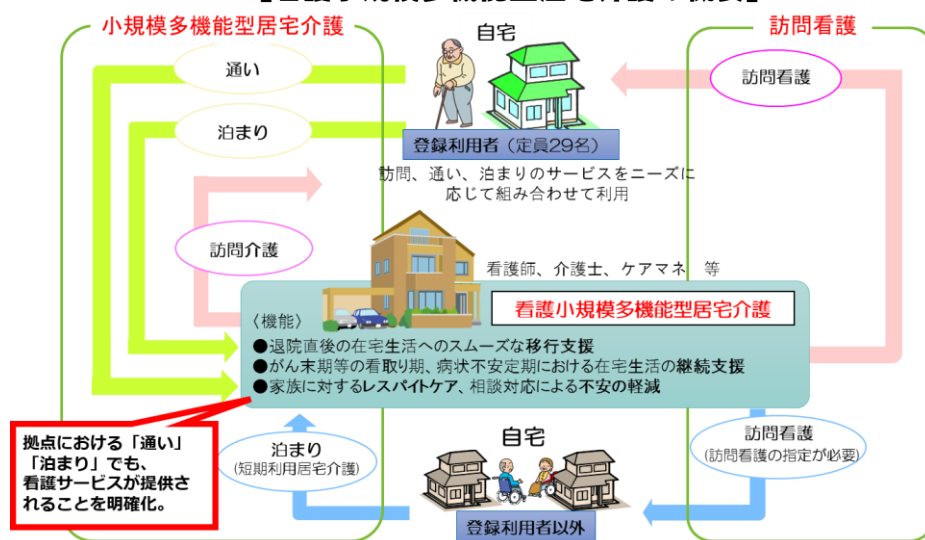
※：看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。（いずれも令和3年）

改正の概要・施行期日

- 看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

- 施行期日：令和6年4月1日

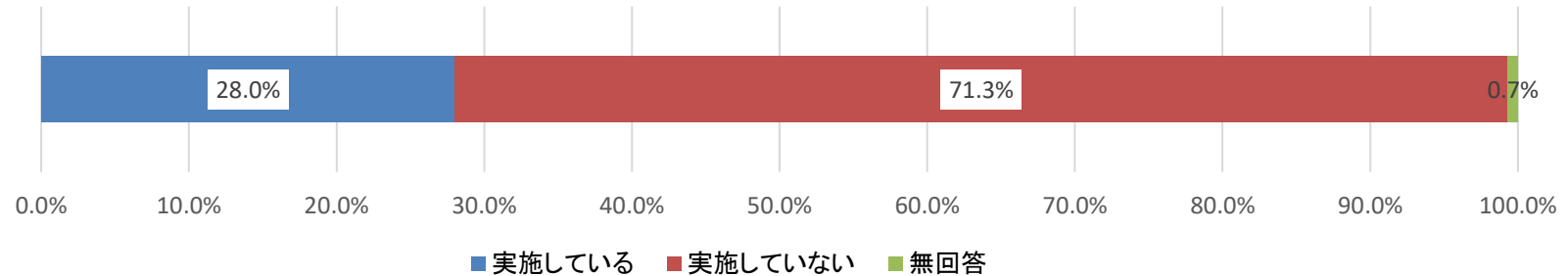
【看護小規模多機能型居宅介護の概要】



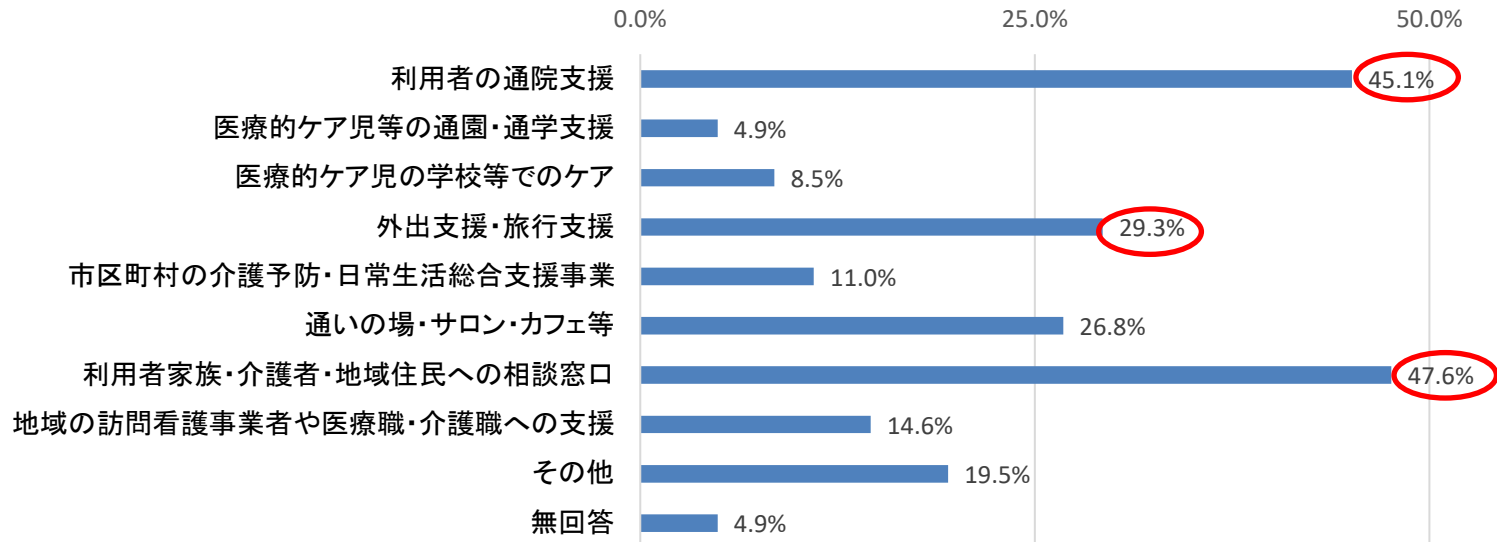
看護小規模多機能型居宅介護事業所が実施している保険外サービス


- 実施している保険外サービスは、「実施している」が28.0%、「実施していない」が71.3%であった。
- 実施している保険外サービスは、「利用者の通院支援」、「利用者家族・介護職・地域住民の相談窓口」、「外出支援・旅行支援」が多く、「通いの場・サロン・カフェ」や「市区町村の介護予防・日常生活総合支援事業」といった自治体事業も1～2割超は実施されている。

■ 実施している保険外サービスの実施状況 (n=293)



■ 実施している保険外サービスの内容 (n=82、複数回答)



1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料

看護小規模多機能型居宅介護の現状と課題

<現状と課題>

- 看護小規模多機能型居宅介護は、平成24年度に、医療行為も含めた多様なサービス（通い、泊まり、訪問（看護、介護））を提供することで、在宅生活への移行や看取り期の支援、家族に対するレスパイト等に対応するサービスとして創設。
- 1事業所の登録定員は29名以下であり、サテライト型事業所の設置が可能である。
- 報酬については、要介護別の月単位の定額報酬であり、宿泊室に空床がある場合等の一定の条件を満たす場合に、登録利用者以外の短期利用も可能である。
- 請求事業所数や、受給者数、費用額は年々増加している。
- 利用者の要介護3以上の者は約64%、平均要介護度は3.16であり、小規模多機能型居宅介護や他の居住系サービスと比較しても利用者の要介護度は高く、中重度の要介護者の在宅療養の継続を支える地域の拠点としての役割を果たしている。
- これまでの介護報酬改定において、中重度者の要介護者の在宅療養を支える観点から、
 - ・平成27年度改定は、医療ニーズへの重点的な対応
 - ・平成30年度改定は、24時間体制で支える体制や、ターミナルケアや訪問看護の体制に係る対応
 - ・令和3年度改定は、認知症、緊急時の宿泊ニーズへの対応、過疎地域等におけるサービス提供の確保等に係る対応等を行ってきたところである。
- 収支差率は、令和2年度が5.2%、令和3年度が4.6%と推移している。

看護小規模多機能型居宅介護の現状と課題

<現状と課題>

- また、
 - ・利用終了者の転帰別平均人数をみると、医療施設への入院及び死亡（看取り）が増加しており、特に死亡（看取り）は、自宅1.8人、看護小規模型居宅介護2.4人と、自宅より看護小規模多機能型居宅介護における看取りが多い。
 - ・看護小規模多機能型居宅介護の短期利用は年々増加しており、利用回数はコロナ禍でも増加している。
このように、医療機関との連携を図りながら、必要に応じて看取りや登録者以外の短期利用に対応しながら柔軟にサービス提供を行っている。
- 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の状況に応じて「泊まり」、「通い」、「訪問（介護・看護）」を柔軟に組み合わせ、利用者のニーズに応じたサービス提供が行われている。一方、事業所ごとに、サービス提供内容や頻度にばらつきがある。
- 事業所の開設・運営にあたっての困難としては、「看護職員の確保」、「介護職員の確保」、「利用者の確保」があり、特に、看取りや重度者に対応するにあたっては「夜勤の出来る職員の確保」、「看護職員以外の職種が対応することが難しい」といった人材の確保に関する困難が多い。
- なお、保険外サービスを実施している看護小規模多機能型居宅介護は28.0%あり、そのうち「利用者家族・介護職・地域住民の相談窓口」、「利用者の通院支援」、「外出支援・旅行支援」といった利用者・家族・住民に対する支援が多く行われているほか、自治体事業である「通いの場・サロン・カフェ」、「市区町村の介護予防・日常生活総合支援事業」も一定数の割合で実施されている。

看護小規模多機能型居宅介護の論点

<論点>

- 医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支える地域の拠点である看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供する等のために、どのような方策が考えられるか。

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

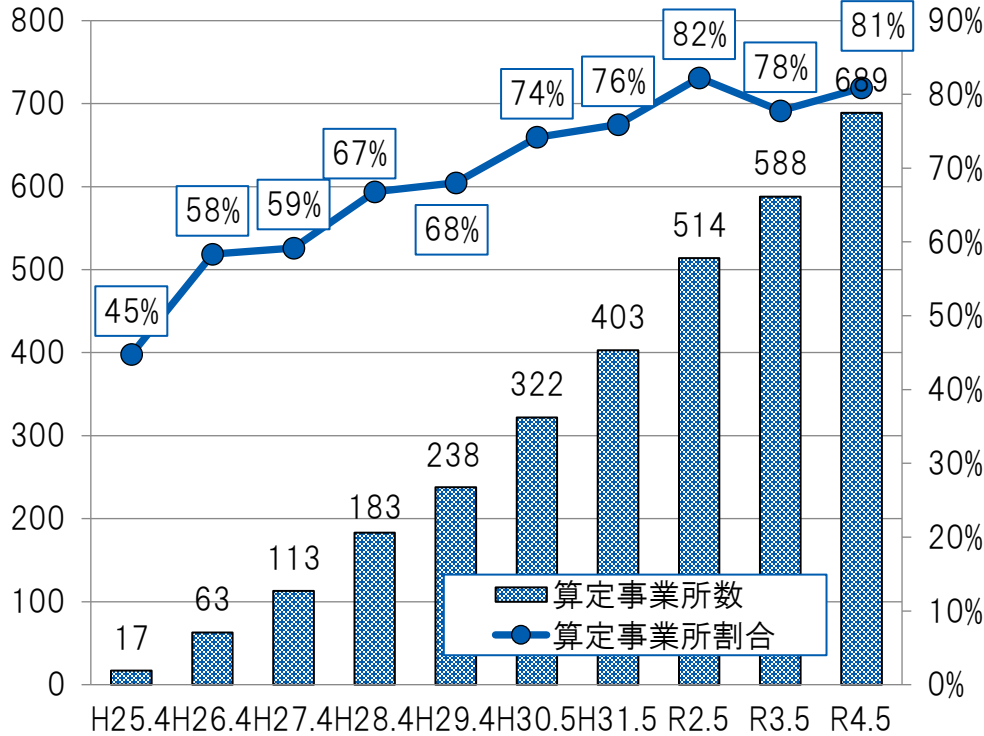


5. 参考資料

緊急時訪問看護加算の算定状況

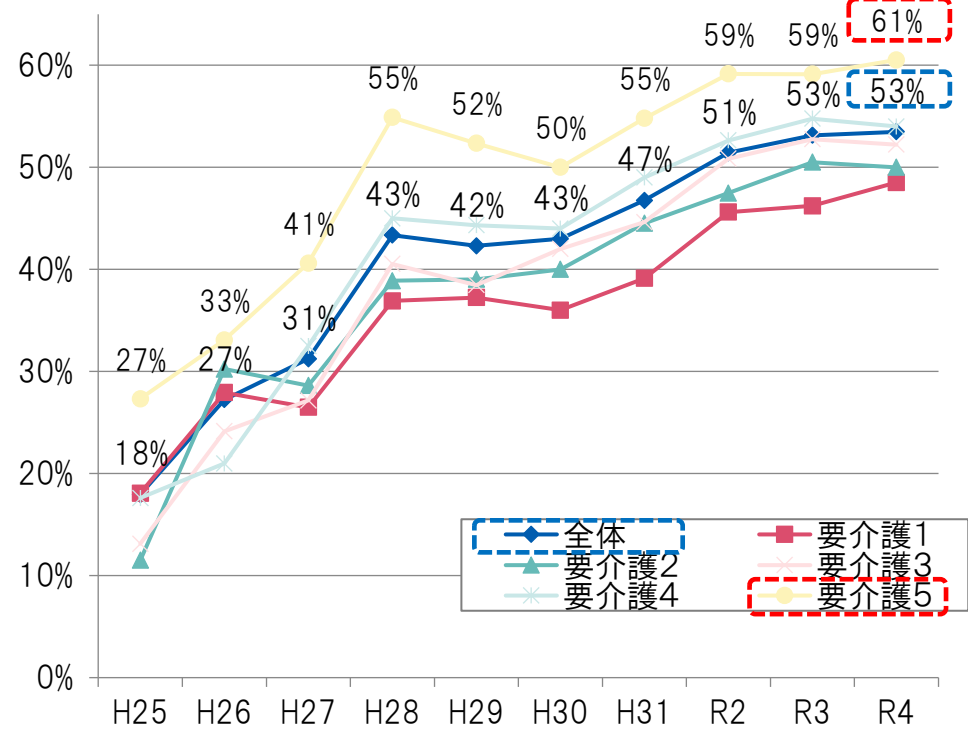
- 緊急時訪問看護加算(注)の算定事業所数及び事業所数の割合は年々増加しており、81%の事業所が算定している。
- 緊急時訪問看護加算を算定している利用者の割合は53%であり、要介護度が高いほど算定率も高くなる。

■ 緊急時訪問看護加算の算定事業所数と事業所割合



老人保健課調べ

■ 要介護度別の緊急時訪問看護加算の算定者割合



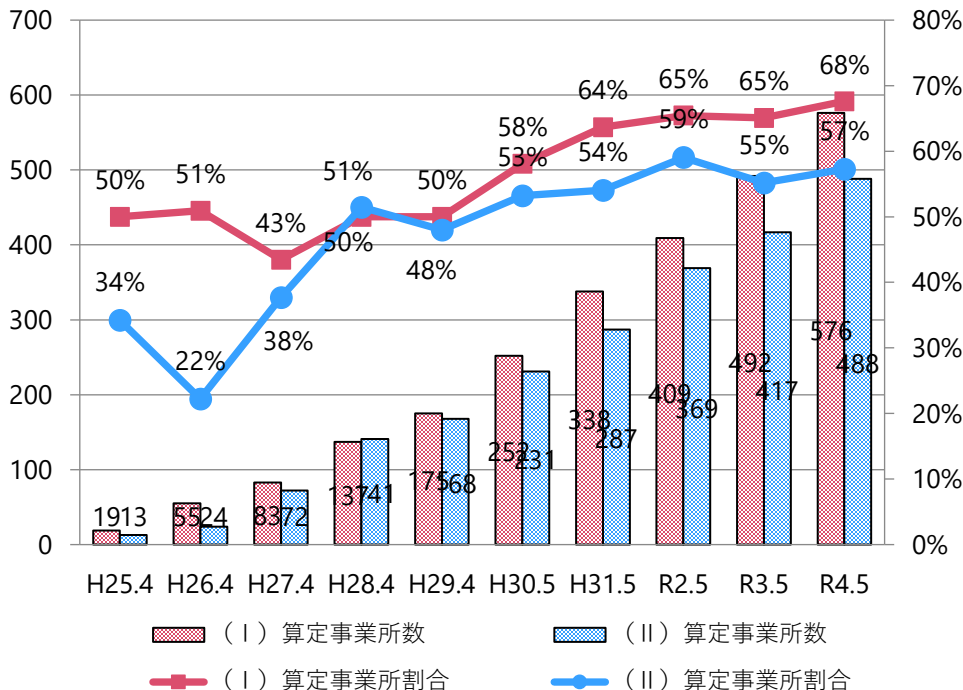
介護給付費等実態統計(旧:調査)(各年4月審査分)より老健局老人保健課にて作成

(注)緊急時訪問看護加算とは、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合に、1月につき所定単位数を加算する。

特別管理加算の算定状況

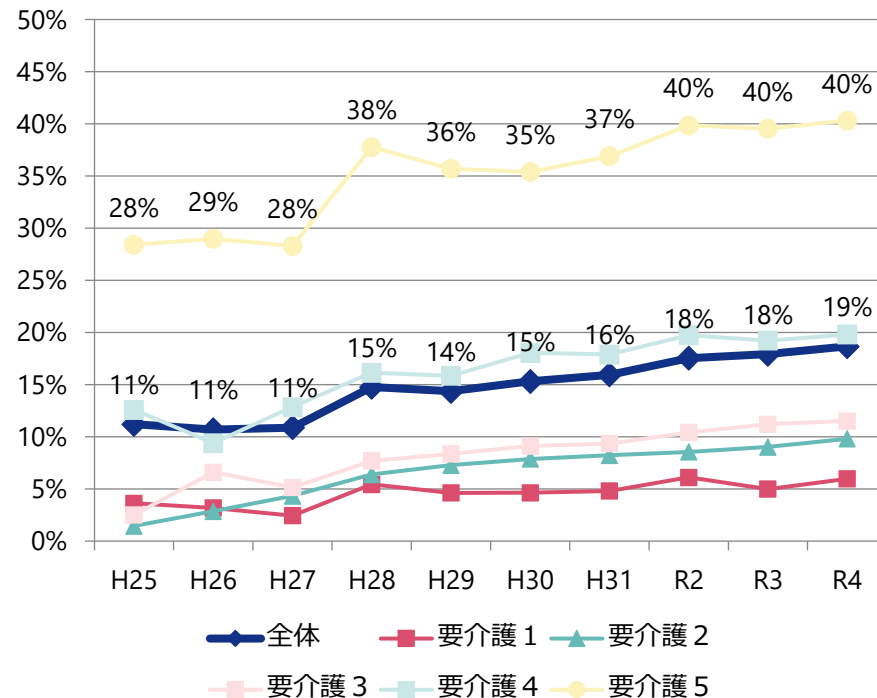
- 特別管理加算(注)の算定事業所数及び事業所割合は増加傾向であり、約半数の事業所が算定している。
- 要介護度が高い利用者ほど特別管理加算の算定率が高い。

■ 特別管理加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定事業所数と事業所割合



老人保健課調べ

■ 要介護度別の特別管理加算の算定者の割合



介護給付費等実態統計(旧:調査)(各年4月審査分)より老健局老人保健課にて作成

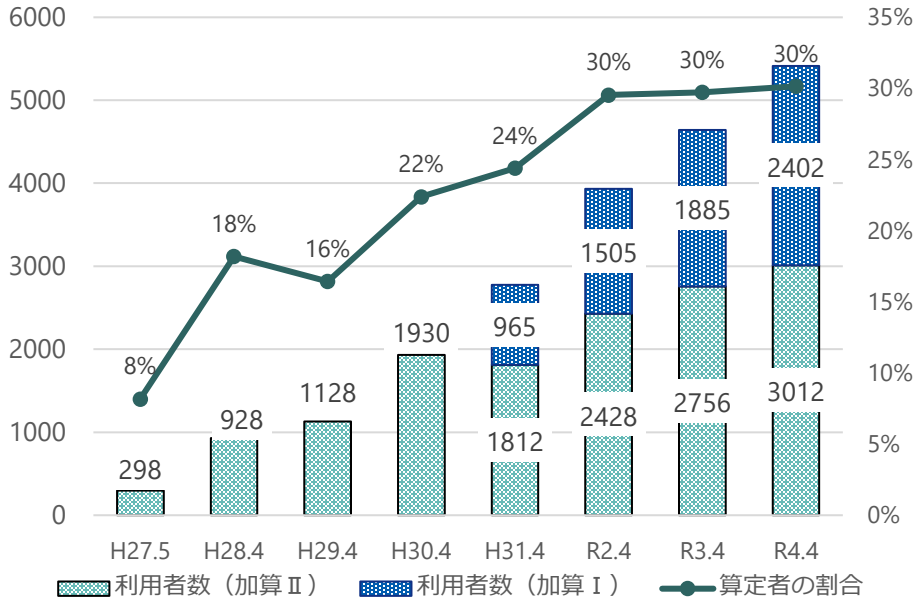
□ 特別管理加算:(Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)250単位/月

(注)特別管理加算とは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関し特別な管理を必要とする利用者※に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合に、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき所定単位数を加算する。(区分支給限度基準額の算定対象外)
 ※末期がん、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、腹膜還流、透析、酸素療法、中心静脈栄養、自己導尿、人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴3日/週以上 等

看護体制強化加算・訪問看護体制減算の算定状況

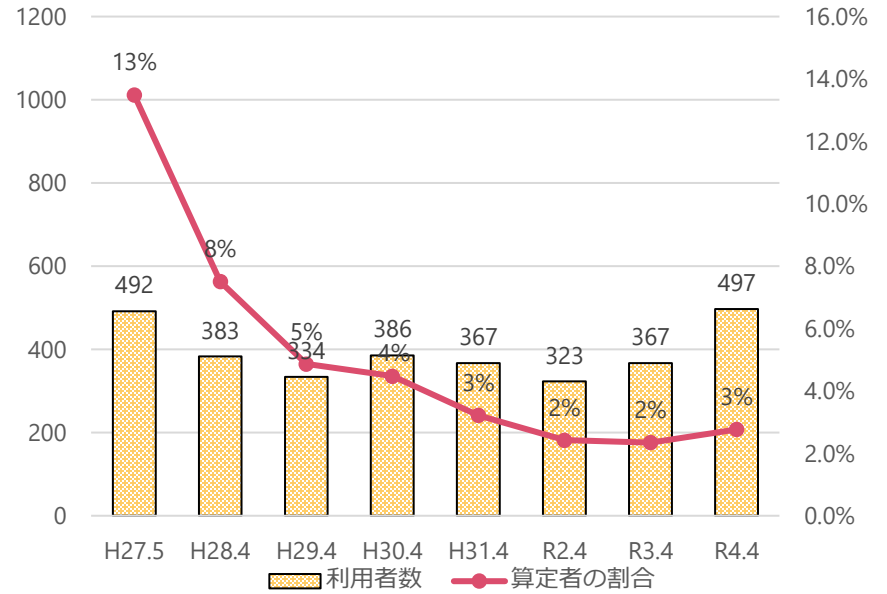
- 看護体制強化加算の算定者数は、徐々に増加している。
- 訪問看護体制減算の算定者数は一定数で推移しているが、算定者割合は減少している。

■ 看護体制強化加算の算定者数と算定者の割合



※平成30年度改定で、加算（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分

■ 訪問看護体制減算の算定者数と算定者の割合



給付費等実態統計(旧:調査)(各年4月審査分)より老健局老人保健課にて作成

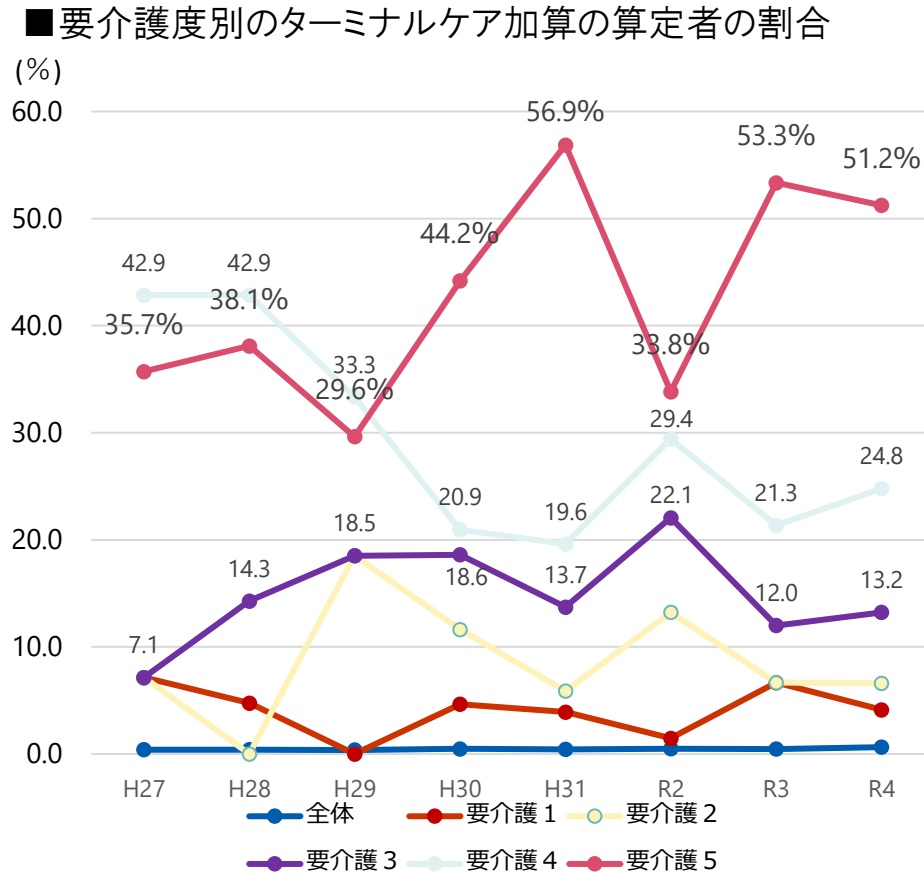
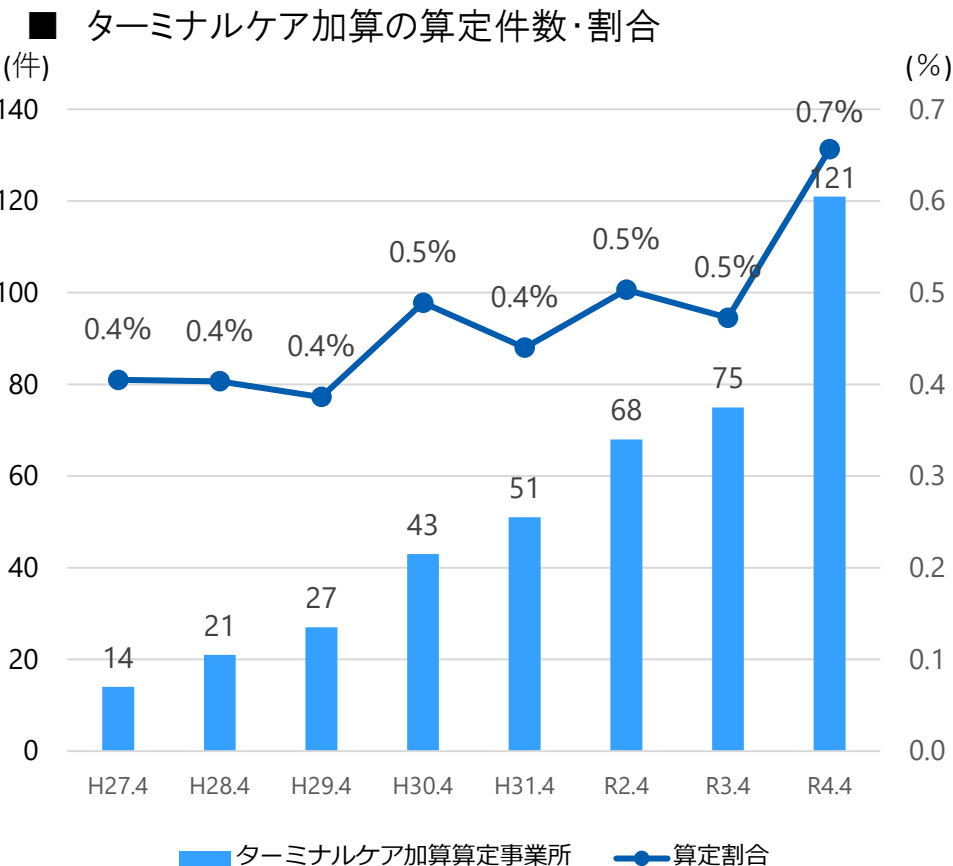
	看護体制強化加算		訪問看護体制減算:-925~2,914単位/月
	3,000単位/月(Ⅰ)	2,500単位/月(Ⅱ)	
主治医の指示の基づく看護サービスを提供した利用者数の割合	80%以上		30%未満
緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合	50%以上		30%未満
特別管理加算を算定した利用者数の割合	20%以上		5%未満
ターミナルケア加算算定者の実績	1件(12月間)	—	—
登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者としての届出	あり		—

※看護体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外

※看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ及び訪問看護体制減算については、いずれの要件にも適合する場合に算定する

ターミナルケア加算の算定状況

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算の算定件数・割合は増加傾向である。
- 要介護度別の算定者割合は、要介護5が最も多く5割超を占めている。

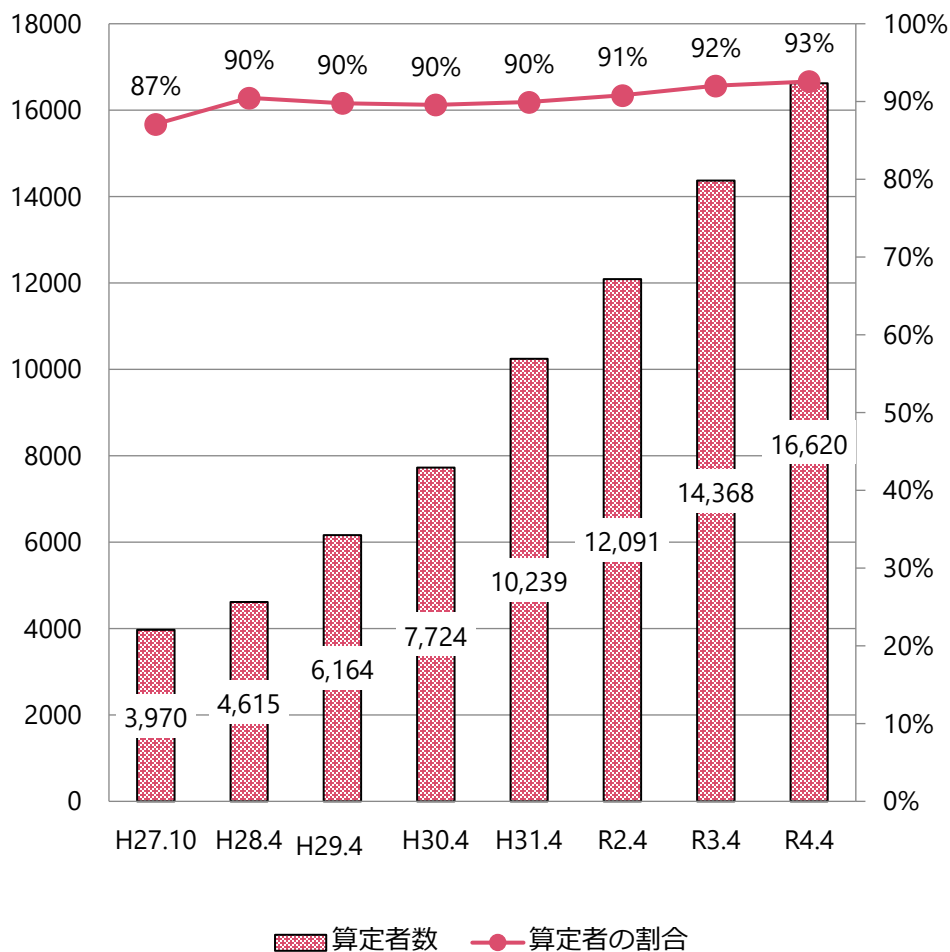


(注)ターミナルケア加算とは、基準に適合している指定訪問看護事業所が、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態にある者に限る。)に対して訪問看護を行っている場合(1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)に死亡月につき2000単位加算する。(区分支給限度基準額の算定対象外)

総合マネジメント体制強化加算の算定状況

○総合マネジメント体制強化加算の算定事業者数及び算定者の割合は横ばいで推移しており、90%超の事業所が算定している。

■ 総合マネジメント体制強化加算の算定者数と算定者割合



総合マネジメント体制強化加算：1,000単位/月

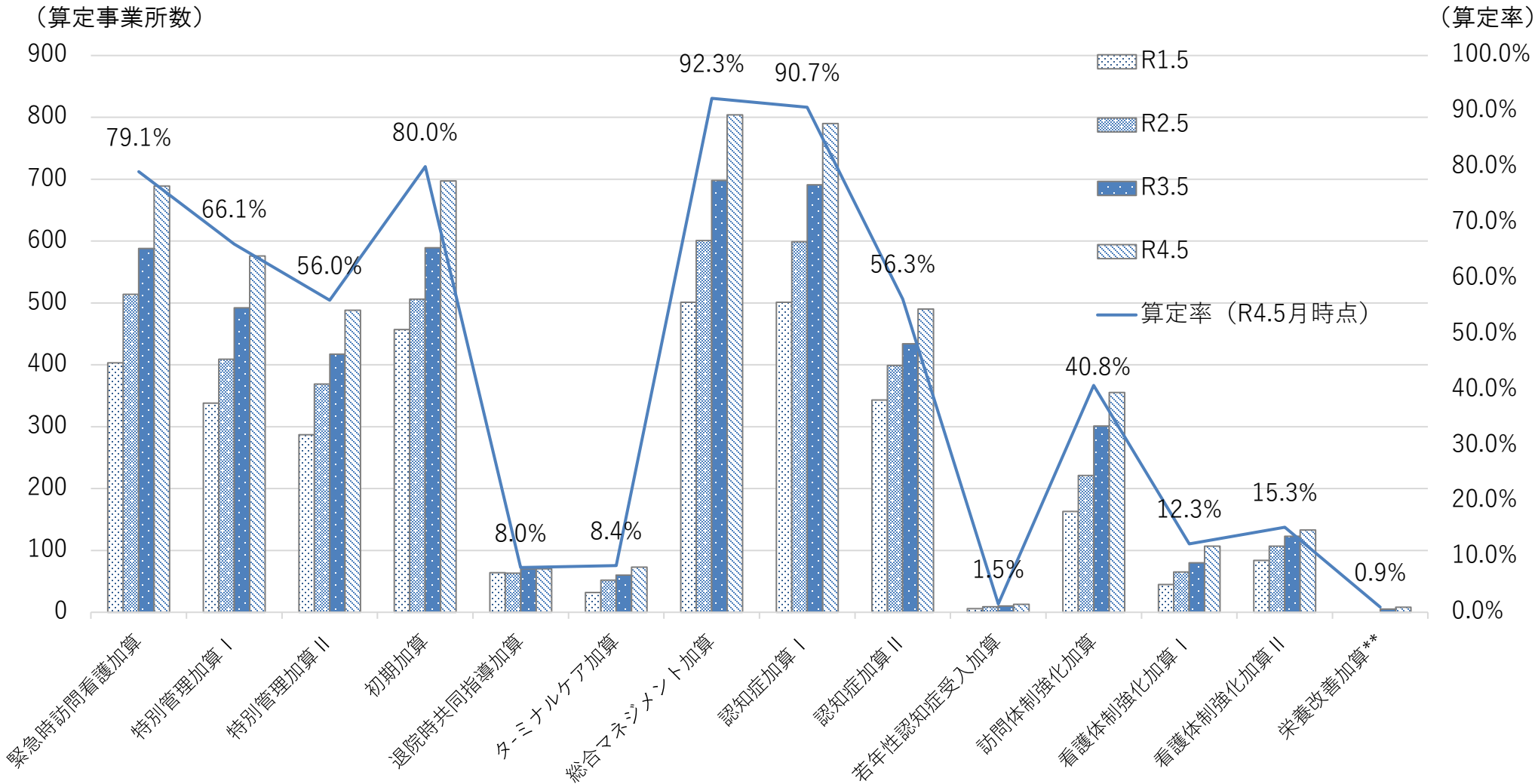
(区分支給限度基準額の算定対象外)

別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第一百七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう)の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

看護小規模多機能型居宅介護における各加算の算定状況



**令和3年改定で新設

※各月の加算算定事業所及び請求事業所を介護保険総合データベースから集計
 ※算定率は、各審査月の加算算定事業所／請求事業所数により算出した